

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第33号 2014年10月

HEADLINE

本号では、当財団が法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、神戸大学大学院国際協力研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、早稲田大学法学学術院・比較法研究所と共に実施する連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」の第1弾として、日弁連会館で2014年5月31日に開催した、キックオフセミナーを取上げました。

第1弾のキックオフセミナーに引き続く第2弾のサマースクールでは、法整備支援やアジア法研究に携わる国内外の専門家による講演や講義を中心に、アジアの法と社会を学ぶ意味、研究方法論、研究史、法整備支援をめぐる理論動向、法律実務家がアジア法整備支援に関わることの意義など法整備支援について幅広く学ぶ機会を提供します。更に第3弾の学生シンポジウムでは、参加者がグループに分かれ研究・報告・討論を行うことにより、能動的にアジアの法と社会を学び、考える企画となる計画しており、参加者が、本企画に参加することにより、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識、研究方法論を習得するとともに、次世代の若手研究者・実務家が出会い、ネットワークを形成する場となることが期待しているものです。

第1弾のキックオフセミナーでは、法整備支援活動の紹介のあと、カンボジアに対する法整備支援に携われた専門家の方に、その歴史的変遷についてお話をいただきました。学生を中心約70名の参加があり、質疑応答も活発に行われました。

(目次)

開会挨拶 名古屋大学 大学院法学研究科教授／法政国際教育協力研究センター長 小畠 郁 3

第1部 法分野における国際協力『法整備支援』の最前線

(1) 法整備支援活動紹介 慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘	4
(2) 関連機関の活動紹介		
□独立行政法人国際協力機構（JICA）シニア・アドバイザー、弁護士（牛島総合法律事務所）、		
中央大学法科大学院講師 佐藤 直史		7
□ 日本弁護士連合会国際交流委員会 弁護士 天野 麻依子		9
□ 法務省法務総合研究所国際協力部教官 野瀬 憲範		11
□ 公益財団法人国際民商事法センター事務局長 北野 貴晶		13
□ 名古屋大学 大学院法学研究科教授／法政国際教育協力研究センター長 小畠 郁		15

第2部 講演 「カンボジア法整備支援の過去・現在・未来」 17

・モデレーター：神戸大学大学院国際協力研究科教授 四本 健二

・パネリスト：創価大学法科大学院教授・弁護士 本間 佳子

法務省法務総合研究所国際協力部副部長・検事 柴田 紀子

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員・弁護士 磯井 美葉

閉会挨拶 公益財団法人国際民商事法センター事務局長 北野 貴晶 37

開会挨拶・趣旨説明

名古屋大学 大学院法学研究科教授／法政国際教育協力研究センター長 小畠 郁

本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を育成するための本連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」も、今年で5年目を迎えることになりました。本企画は、法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学大学院法学研究科、神戸大学大学院国際協力研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、早稲田大学法学学術院比較法研究所の主催で行われるもので、また、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構（JICA）、さらには本年よりアジア法学会の後援を頂戴しております。本企画は、このように日本を代表するアジア諸国法研究、法整備支援研究の複数の機関が連携して行われる点において、また、年間を通じて教育プログラムを提供するという意味で、全国的に見ても、さまざまな学問分野を通して見てもユニークな取り組みであると自負しております。

本日のキックオフセミナーは、カンボジアにおける法整備支援の第一線で活躍された専門家の皆さんによる対談を中心とし、アジア諸国法研究や法整備支援に興味を持たれた皆さんへの入門編としての企画です。カンボジアを切り口として、これまでの法整備支援の流れやアジア諸国法研究の在り方について考えていただきたいと思います。

夏に行われる第2弾のサマースクールは、法整備支援やアジア法研究に関わる国内外の専門家による講演や講義を中心に構成し、アジアの法と社会を学ぶ意味、研究方法論、研究史、法整備支援をめぐる理論動向、法律実務家がアジア法整備支援に関わることの意義などについて、幅広く学ぶ機会を提供します。また、サマースクールでは、アジア諸国からの留学生との交流の機会を設け、アジア諸国に対する関心と理解を深めてもらいたいと考えております。このサマースクールは、毎年名古屋で開催しているにもかかわらず、受講者の半分以上が東京や関西などの他地域から参加していますが、それはこのように体系的にアジアの法と社会について学ぶ機会としては、日本では唯一の場であるからだろうと自負しております。

そして、秋に行われる第3弾のシンポジウムでは、参加者がグループに分かれて研究・報告・討論を行うことにより、このキックオフセミナーやサマースクールで学んだことを踏まえて、自らアジアの法と社会について考える企画です。

参加者の皆さんにおかれでは、この一連の企画に参加することにより、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識、研究方法論を習得するとともに、この場が次世代の研究者や実務家が出会い、友情を育み、長きにわたるネットワークを形成する機会となることが期待されております。第一線の実務家や研究者から年間を通じて学び、同世代の同じ志を持った若者と大学や機関を超えて学ぶ機会は、将来の進路を考える上でとても貴重なものと考えておりますので、ぜひ積極的に参加いただければ幸いです。 以上で、私の開催の企画の趣旨説明を終わります。

第1部 法分野における国際協力「法整備支援」の最前線

法整備支援活動紹介 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

先ほど小畠先生からご紹介がありましたように、本企画は連携企画としては今年で5年目になります。また、最初に学生シンポジウムという形で始まったのはその1年前の2009年で、それも入れると6年目になります。今年は初めて日弁連会館を使わせていただいて、理論と実務の両方の観点から法整備支援にアプローチする、眞の意味での連携をいま一歩進めることができたと考えています。準備の過程では、名古屋大学のCALEの皆さんをはじめ、学生の皆さんにもかなりご協力いただき、学生たちが自ら参加して企画を進めるというコンセプトにもだんだん近づいてきていると思っています。

今日の第1部は、法整備支援というのはどんなことをやっているのか、実際にその活動に参加している専門家の方から直接お話を伺い、実際を知るということが狙いです。ですので、各専門家のご説明いただいた後、できるだけ多くの皆さんから質問やコメントをいただく時間を取りたいと思いますので、質問等がある方はぜひご準備ください。担当の先生方にお話しいただく前に、法整備支援が現在直面している問題について、私たちから若干コメントさせていただきます。

法整備支援は、現在、三つほどの大きな問題にぶつかっているということができると思います。第1の問題は、法の発展を外から持ち込むことができるかというものです。法整備支援は、市場化支援というコンテクストでいうと、1980年代の半ばぐらいから盛んになってきましたので、約20年の時間がたっています。最近、この活動が盛んになる一方で、果たして一つの国の法律制度を、外から誰かが入ってきてつくったり、発展させたり、改革したりすることができるのだろうかという懐疑論が大きくなっています。この問題について、私たちは正面から取り組んでいかなければならぬと思います。

これに対しては、相手国からの要請に基づいてやっていると回答できるかもしれません。しかしながら、これは自発性の要件を形式的には満たしているという一つの説明に過ぎないと思われます。したがって、より踏み込んで、本当に自発的に相手国が法改革を望み、それを支援しているという実質的な自発性を確保できるかどうかが大事だと思っています。

しかし、それでもまだ不十分です。自発性といつても、それは単に法のつくり方の形式の話なので、もう少し踏み込んで、本当に法は外部から持ち込んだ要素によって発展するのか、あるいは翻って、外部からの要素の導入があるからこそ、一つの国の法が発展していくことができるのか、皆さんには、このことにぜひ正面から取り組んで考えていただきたいと思っています。

これから実際にいろいろなお話を伺うことになりますが、法整備支援、例えば法律をつくる、あるいは法律の教科書をつくる、裁判官や検察官等の実務家のためのマニュアルをつくるなど、中身について本当に相手方が心の底から納得のいくような、一つの共通するリーズン(reason)、日本語では理性と訳されてしまうのでぴんとこないかもしれません、真に意味ある理由としてのリーズンに基づく支援が本当にできるのかが非常に重要になってくると思います。

いずれにしても、外から持ち込んだ要素と既存のルールを何らかの形で調整していかなければいけません。

その点について、最近はあらゆる法発展が多元主義、プルーラリズム(pluralism)でいくのがむしろスタンダードであるという理解になってきています。したがって、外国からの支援で法律ができるといつても、全てが外国の要素になることはまずありません。しかしながら、既存のルールとの調整をどうやって図るか、それが本当に一つのハイブリッドになるのか、それとも複数の要素の共存という形でいいのか、これも最近、非常に盛んに議論されているところです。法的多元主義(legal pluralism)といつても、本当にハイブリッドになることを必要とするのだという比較的古典的な議論から、国家法だけが唯一の要素ではない、もっと異種の法の要素が共存する形の多元主義がありうるのだというような主張まで出てきています。そういうものも念頭に置きながら、皆さん自身で一つの国の法が集権化された権力の下で運営されていくシステムをつくるためには、どういう意味での多元主義が必要かつ可能なのかを考えていただく題材になればと思っています。

法整備支援が直面している二つ目の問題は、第一点の問題にも関わります。グローバル化が進む中で、相手国が本当に自立するために、私たちにはどんな支援ができるのかという視点です。この点と関連して、法整備支援は何のためか、誰の利益のためかということも盛んに議論されます。支援している側の国益は無視することができませんので、国益に合致することは当然考えなければいけませんが、ここでいう国益とは何でしょうか。その国の経済活動をしている企業をはじめとする経済的に直接的な利益にとどまるのか、それとも、もっと広い意味での利益が考えられるのかということも、ホットな議論の対象になっています。

私の理解では、日本の法整備支援は非常に広い意味での国益を目的にしており、グローバル化が進む中で、まずは相手国がしっかりと自立していくように、本当に相手国の立場に自らを置き換えて支援するというスタンスに立っているように思います。それによって日本の法整備支援は非常に高い評価を受けているのではないかと思っています。つまり、私たちが今まで法秩序をつくるときに受けてきた支援の経験から、いわば「内的な視点」に基づいた法整備支援を展開していくことが、実は最も日本の国益にかなうことになるのではないかと考えているわけです。したがって、法整備支援とは、一つの国際的な安全保障の重要な問題点や論点であると言えるかもしれません。

昨年（2013年）、シリアで政府が反対派を弾圧して化学兵器を使い、アメリカが介入するかというときに、ロシアの仲介で介入をストップしたという事件がありました。その後、オバマ大統領は9.11事件の記念日の演説で、「私たちの世界の平和は、もはや軍事力だけでは保つことができなくなった」といみじくも述べていました。法整備支援は、軍事力と並ぶ国際平和のための重要な手段になりつつあるという認識が、広まっているのではないかと思います。そういうことをどれだけ多くの国の人たちがシェアできるかが、私たちが直面している法整備支援の第二の問題といえるかもしれません。

三つ目の問題は二つ目の問題に関わますが、法改革や法発展を、ただそれだけの問題として捉えていいのかどうかということです。つまり、法発展と経済的発展や政治的発展、もっと具体的にいえば経済成長や民主化などの問題との関係も意識しながら、法整備支援を進めることも必要なのではないかという議論も出てきています。法発展は法発展で独自の領域があるので、そんな余計なことを考えずに、法整備を淡々と進めていけばよい、という立場もあるかもしれません。

しかし、一つの国がグローバル化の中で自立していくためには、経済的にしっかり発展し、民主化も進むと

いう、その二つが矛盾のないような形で実現しなければ達成できませんので、そのために法整備がどういう役割を果たせるのかが、非常に重要な課題になっているように思います。

くしくも、つい最近、タイでは首相の失職後クーデターが起こってしまい、秩序づくりが振り出しに戻っています。政治的な不安定さが経済発展の大きな障害になっていることは皆さんご存じのとおりです。同様に、エジプトでもクーデターが起り、憲法を何度もつくり直し、国民投票を繰り返し、そして昨日、大統領選があってようやく大統領が決まりましたが、投票率を見ると40%台です。選出された大統領は、ムバラク前大統領をクーデターによって更迭した後に国民投票で決められた憲法に基づいて選出されたモルシ大統領を、さらにクーデターによって更迭した前国防大臣です。九十何パーセントの信任を得たということですが、40%強の人しか投票に行っていません。「今は食べていくのに大変なのだから、選挙になんか行っている場合ではない」というインタビューの記事が載っていました。これが、2011年2月に賞賛をもって受け取られた民主化運動「アラブの春」の帰結なのでしょうか。それから3年経って、民主化や経済発展や国民の暮らしの向上は一体どうなってしまったのでしょうか。ここでも民主化と経済発展を十分考慮に入れた法整備を考えていくことの重要性が明らかになってきているように思われます。

今や法整備支援はますます盛んになっていますが、この三つの問題を中心に大きな問題に直面しています。一方で、それは私たちにとって「法とは何か」を考える絶好の機会でもあると思います。現在、日本だけではなく、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、EU、スウェーデン、デンマークなど、さまざまな国や組織が法整備支援を行っています。アメリカやヨーロッパの法整備支援には一つの共通点がある、法の支配（the rule of law）を進展させるという点では全く一致しており、共通目標をもっているといわれています。

しかし、最近、各国の法整備支援の政策や、どういう体制・人員で臨んでいるか、予算や政策はどうなっているかという面では、かなりばらばらなやり方をしていると分析されており、そのこと自体が問題ではないかといわれています。つまり、名前の上では the rule of law で一致しているのですが、その中身についてはどうも確たる目的論や方法論に立脚しているわけではない。この状況に、そもそも外部から法を持ち込むことはできないのではないかという批判も加わり、かなりネガティブな見方をする人も出てきています。

予算についても、スウェーデンのようにODA予算の20%近くを法整備支援を含むガバナンス関係の活動に使っている国もあれば、フランスのように1%程度にとどまる国もあります。アメリカは5%ぐらい、イギリスとドイツは10%ぐらいと、それぞれの国によって力の入れ方が違います。それは、外交政策や対外政策における法整備支援の位置づけの違いによるものだといわれています。

その中で、最近、日本の法整備支援に対する関心が高まっています。“Japanese Legal Assistance”や“Japanese Legal Aid”という名前の論文も増えてきていて、そこでは日本は何を考え、どういうスタンスで、どういう知見を用いて法整備支援を行っているのかが、関心の的になっています。つまり、先ほど申し上げた三つの問題に対する日本のスタンスへの関心が高まっているということです。私たちはそれを自覚しながら、より良い法整備支援のために不断の改善を進めることが必要になってきていると思われます。もっとも、これは短時間で達成することはできないので、皆さん方、若い世代の人たちが十分に時間をかけて考え、実践し、さらに考えを進めていく以外には、進歩はないと思います。

本日のキックオフが、みなさんがこれからそうした長い道のりに向けて静かに乗り出す、何らかの意味でのキックオフになることを願ってやみません。

「JICA の法整備支援—相手国の発展のための国際協力—」

佐藤 直史（独立行政法人国際協力機構（JICA）シニア・アドバイザー、

弁護士（牛島総合法律事務所）、中央大学法科大学院講師）

まず、JICA というのは ODA の実施機関で、法整備支援以外にもさまざまな分野の活動をしています。今日は法律分野の協力についての話なので、あまり詳しくは述べられませんが、皆さんの手元に 1 枚紙を配りましたので、こちらを参照してください。そして、国際協力に関心のある皆さんにとって、すごく有益な情報が JICA のウェブサイトに載っています。動画などもとても充実しているので、ぜひウェブサイトを見てもらいたいと思います。勉強に疲れて「何のために勉強しているのだろう」、仕事に疲れて「この仕事は誰のためになっているのだろう」というときに見てもらえるといいかと思います。皆さんの想像以上にしんどい、つらい状況の中で、それでも一生懸命頑張っている人たちがたくさんいるので、ぜひそういったところにも関心を持ち続けていただきたいと思います。

では、JICA は法整備支援について、実際どんなことをしているか。法整備支援は決して法律を作るだけではありません。法律を作った後の運用、それから法律を普及させていく、あるいは法律や司法にアクセスできるようにしていくことが、大事なポイントになってきます。皆さんは今日の午後いっぱいかけていろいろなことを勉強されると思いますが、そういったところに注意しながら他の方のお話も聞いていただきたいと思います。

それから、JICA は法整備支援をどんな国を対象に行っているか。法整備支援の歴史は結構長く、1960 年代から研修という形でいろいろな国の法律家の方、あるいは法律の運用に関わっている方に日本に招いていました。ただ、本格的に始まったのは 1990 年代半ばです。このころから、例えばベトナムなどに長期専門家という立場で日本の法律家を派遣し、技術協力プロジェクトという形で本格的な支援が始まりました。また、それに続いて、紛争影響国における国づくり支援という文脈で、カンボジアを皮切りに、紛争が終結した国、あるいは紛争の影響を受けている国への法整備支援なども行っています。この文脈では、現在、アジア以外にアフリカ諸国などにも法整備支援が広がっています。今年の夏には、日本の法律家が 1 名、コートジボワールというアフリカの紛争影響国に長期で赴任することが計画されています。

また、最近、2000 年代になってからですが、ビジネス環境整備に係る法整備支援も非常に注目を集めており、現在の政権与党はこのあたりに力を入れたいという外交政策を持っています。このような法整備支援では、アジアやアフリカのいろいろな国、あるいは中南米の国の方々などとも一緒に取り組みを行っています。

ベトナムなどでは、今言ったような内容が同時並行的に行われています。ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトは、民法や民事訴訟法といった基本的な法律に加え、裁判所や検察の実務改善、弁護士会の強化に取り組んでいるプロジェクトです。これは法務省、日弁連、松尾先生や名古屋大学の先生方など学識経験者の方々、国際民商事法センターの皆さんのサポートを受けて、JICA が実施している事業です。ベトナムでは、こ

の事業以外にも、例えば独占禁止法（競争法）の支援や、知的財産、税務行政といったさまざまな分野でも法整備支援が行われています。法整備支援は、決して基本法を作るだけ、裁判所、検察、弁護士会を相手にするだけではなく、こういった分野についての支援も現在非常に注目が集まっており、いろいろな角度から支援が行われています。そのあたりも皆さんにはぜひ意識していただきたいと思います。

次のスライドでは、今日、注意して意識してほしいポイントを、五つぐらいにまとめました。法整備支援は、決して日本人が主役にはなりません。主役はあくまで途上国の方々であり、日本人はそれをサポートするだけです。この意識はとても大事です。また、法整備支援では、ルールを作るだけではなく、それがどうやって社会に根付いていくのか、そして人々がどうやってそのルールを使っていくのかといったあたりにも意識を向けることが必要です。さらに、支援には必ず終わりが来ます。その後にどうやって相手国、パートナー国の方々が法・司法制度を発展させていけるのかというあたりも、非常に注意しなければいけない部分です。

先ほど松尾先生のお話にもありましたが、法整備支援がどのように社会の人々の幸せにつながっていくのか。これは、私たち法整備支援に関わる人間が、本当に一生懸命考えなければいけないことです。「法律家」はどうしても、良い法律を作りたい、裁判はちゃんとしていくなければならない、と考えがちですが、実はそれは手段であり、目標はもっと高いところにあると思うのです。法律が整備されていく、司法制度が良くなっていく、あるいは人々が司法によりアクセスしやすくなる、その先に何が待っているのか。「法律ができた。よかった」では終わらないのであって、どうやってその法律を人々が使って幸せになっていけるのかというあたりを考えていくのが、これから法整備支援において非常に大事なことです。

ベトナムのプロジェクトは、法務省や日弁連、学識経験者の方々の協力を得て実施しており、現在、検事、裁判官、弁護士、業務調整をしてくださる日本人の4人の専門家、その4人の専門家をサポートするベトナム人スタッフが現地プロジェクト事務所に常駐し、さまざまな取り組みを行っています。

さらに、例えば競争法などは、公正取引委員会の方々と一緒に事業を行っています。また、関税法整備のプロジェクトは、財務省の関税局の方々と一緒に行っています。それから、特許庁の職員の方にベトナムや他の国に専門家として常駐していただいて、それぞれの国での知的財産権保護・取締り強化の取り組みなども行っています。すべての事業を詳しくは説明できないので、関心のある人はJICAのウェブサイトでいろいろな情報を拾えますので、ぜひ見てみてください。

それから、例えばカンボジアにおける法整備支援は、投資環境の整備への支援の一環という側面があります。それ以外の事業、例えばインフラ整備、公務員の能力強化といった協力内容と合わせて、カンボジアの投資環境を整備していくという大きな視点も重要な要素になります。また、カンボジアではJICAが派遣している投資環境整備アドバイザー、民間セクターの開発の専門家の方々が現地に行って活動しています。私も現地に行くと、そうした方々との意見交換などを積極的に行うようにしています。この分野でも法整備は非常に重要な取り組みになっています。

本間さん、柴田さん、磯井さんがこれから話してくれますが、彼女たちは日本人専門家という立場で現地にそれぞれ長期で滞在していました。現地での活動は、相手国の方々と日常的なやりとりを行うというもので

が、同時にJICAとの意見交換や、日本国内にアドバイザリーグループという形で現地での活動をサポートしていただく方々に支援を頂いていますが、こうした方々との意見交換も重要です。ここにいる松尾先生にもいろいろな国でお世話になっていますが、JICAは、法務省、日弁連、国際民商事法センター、名古屋大学の先生方など、さまざまな方にサポートしていただきながら法整備支援を行っています。

それから、今日は時間の関係で詳しくはお話しできませんが、皆さんには、法整備支援は何を目的に実施すべきなのかといった問題や、法整備支援に携わるためのキャリアプランなどにも関心があるのではないかと思っています。もしそういう話をしたい方がいらっしゃれば、もちろん今日、私を捕まえて話していただいても構いませんが、8月のサマースクールに参加すると、こういったことについて3日間、同じ目標を持った友人たちやいろいろな先輩方と話す機会があります。すごくいい機会になると思いますので、ぜひ今からサマースクールへの参加を考えてもらえばと思います。

「日本弁護士連合会の国際司法支援活動について」

天野 麻依子（日本弁護士連合会国際交流委員会 弁護士）

私からは、日弁連の国際司法支援活動についてお話しします。日弁連では、法整備支援に関する支援のことを「国際司法支援活動」と呼んで活動しています。

日弁連の中には各種委員会がありますが、その中の国際交流委員会を中心になって、日弁連による法整備支援活動を行っています。1995年ごろから20年弱にわたり、日弁連はこの活動に携わってきており、対象国を中心は、カンボジア、ベトナム、ラオス、モンゴル、インドネシアなどになります。

これまでの間、実にさまざまな活動をしておりますが、大きな活動としては、JICAから資金を得て、2002年9月から3年間にわたってカンボジア王国の弁護士会司法支援プロジェクトを実施した活動が挙げられます。カンボジアの弁護士養成校を復活させ、その後もJICAからの委託事業として8年間にわたって支援を続け、360名を超える弁護士の養成に成功しました。

また、近年継続して行っている活動として、司法アクセスに関する国際会議の開催があります。これは2008年頃から行っている取り組みで、日弁連が主催し、アジア各国の弁護士が参加して司法アクセス問題に関する議題を話し合う国際会議です。2年に1回程度のペースで定期的に開催し、アジア各国の弁護士会との情報共有やネットワークの構築のためにもとても有益な活動であると考えています。

ほかには、ベトナムやモンゴルなどの弁護士や司法関係者の皆さんに向けて行う本邦研修などがあります。これは、各国の皆さんをお招きして日本で行う研修で、弁護士会の活動や法律・法制度など、相手国の興味・関心に沿った研修を年に数回行っています。JICAからの受託事業としての研修を行うことが多いのですが、日弁連と相手国との関係で独自に行なっているものもあります。例えば、ここ数年、モンゴル弁護士会は、自ら費用を出して研修のために来日してくださるようになっており、これは、モンゴル弁護士会の積極的な姿勢のあらわれだと考えています。このように、取り組み方やその内容は、相手国によっても様々です。

そのほか、日本人向けのセミナーを開催したり、他機関の活動に講師を派遣するなど、委員会としてさまざま

な面で国際司法支援活動を行っています。

このような抽象的な話ですが、なかなかイメージが湧きづらいと思いますので、つい最近行った具体的な活動について2つお話しします。

まず、今年の2月10日と11日に、カンボジア・プノンペンで司法アクセスに関する国際会議を行いました。これは、先ほどお話した2008年頃から日弁連が主催して継続的に開催している活動で、司法アクセスの改善に関するテーマについて各国の弁護士と議論することを目的とした会議です。今年は、カンボジア・プノンペンでカンボジア弁護士会との共催で行い、カンボジアはもちろん、ベトナム、ラオス、モンゴル、ネパール、オーストラリアなど、全部で11カ国のみなさんが参加してくださいました。事前に各国の司法アクセスについての情報を報告してもらい、その情報をもとに日弁連でインフォメーションシートを作成して各国と共有しました。その上で、会議では各国の状況を発表してもらい、共通の議題について参加者と議論を行い、とても有意義な意見交換ができたと思います。アジア各国との情報共有や議論の場として、今後も継続して開催できれば良いと考えています。

次に、同じく今年の3月には、ラオスにおいて法律相談スキルに関するセミナーを行いました。これはラオス弁護士会を相手に行った活動です。ラオスでは、弁護士が一般市民の方の問題について法律相談を行うことが、まだあまり一般的ではありません。相談する側の市民だけでなく、弁護士としても法律相談経験が少ないので、どのように法律相談を受ければいいのか、どのように話を聞き、どのように答えてあげたら相談者にとって効果的なのかわからないという状況があります。そこで、法律相談の際に気をつけるべき、とても基礎的なことを学んでもらうためのセミナーを行いました。

まず講義を行って法律相談について解説した上で、ラオス側の参加者のみなさんから質問を受け、議論をしました。その後、ロールプレイを行って注意点を解説した上で、ラオスの弁護士の皆さんにも実際に模擬法律相談をしてもらいました。このように、参加型のセミナーとしたことは、参加者の皆さんにとても喜んでいただくことができ、有意義なものとなったと思います。

そして次の日には、今度はラオス弁護士会の弁護士が地方の村に行って、その村の人たちに対して法律相談会を行う活動を、日弁連でバックアップしました。ラオスの中でも特に村の方では「弁護士って何だろう」という村民の方ばかりです。そこで今回は、いわゆる法律相談会というよりも、まずは弁護士とはどういう存在なのか、そして、何かトラブルがあった時には法律相談という形で解決ができるのだということの説明を兼ねた、啓蒙活動として行いました。これは、ラオスの弁護士がラオスの人たちに、自分たち弁護士の仕事を伝えるお手伝いをするための活動と言えます。

最近行った中ではこのような活動がありますが、今日は時間も限られていますし、今の話だけではまだよくわからないかもしれません。日弁連として他にどういう活動をしているのか、具体的にもっと知りたいという方は、外の参考図書にも置いてありましたとおり、『法律家の国際協力―日弁連の国際司法支援活動の実践と展望』という本が出ていますので、ぜひ参考になさってください。こちらの本は、複数の弁護士による共著で、それぞれの弁護士が活動したことが、様々な角度から書かれています。私としては、図書館などで読んでもらうのももちろん良いと思いますが、これを機に、ぜひ買って読んでいただけると嬉しいです。今日いらっしゃった

やっている松尾先生、佐藤先生、午後にお話しなさる本間先生や磯井先生はもちろん、他にもいろいろな方が書いてくださっており、とても面白い本になっていると思います。

最後に、皆さんのお手元の資料にオレンジ色と黄色い紙があると思います。こちらは、国際司法支援活動に直接関連するイベントではありませんが、日弁連が主催し、学生さん向けとしても予定しているセミナーです。法律家も国際機関で働くということで、外務省の国際機関人事センターの方にお話をいただいたくセミナーが一つあります。また、8月のセミナーの方が皆さんご興味があるのではないかと思いますが、これは、ここ数年毎年行っている2日間連続の講座で、弁護士はもちろん、法務省の教官の方や他の関係機関の方に来ていただきお話をいただくもので、国際司法支援に関するセクションもあります。どちらか興味のあるほうだけでも構いませんので、ぜひご参加いただければと思います。よろしくお願いします。

「法分野における国際協力—法務省の法整備支援の取り組みー」

野瀬 憲範（法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官）

私は、法務省法務総合研究所国際協力部の教官です。今日は、法務省総合研究所及び法整備支援の一般的な枠組みを簡単にご説明した後に、ミャンマーの事案を題材に、プロジェクト立ち上げに際して関係機関、関係大学等といろいろ連携した経緯などについてご紹介したいと思います。

まず、自己紹介をさせていただきます。私は1999年に司法試験に合格しました。司法修習は54期になります。司法修習を経て検事に任官し、東京、大阪、大分、東京、横浜、宇都宮、東京の各地検で勤務した後、外務省に3年間出向し、大阪地検勤務を経て、本年4月から国際協力部（ICD）の教官をしています。この経験を見ていても分かるように、私が法整備支援に関わるようになったのはこの4月からです。ですから、これまでご説明いただいた佐藤先生や松尾先生、名古屋大学の先生方はもちろん、学生の皆さんと比べてもその知識は十分ではないかもしれません。また、説明が間違っているところもあるかもしれません、あくまでも私の私見としてご承知置きください。

法務総合研究所（ICD）は、法務省の中にある研究機関です。その中に国際協力部という部署があります。ICDでは2国間の法整備支援を中心とした活動をしています。

国際協力部は、当部以外に、大阪高検、大阪地検、人事院が入っている合同庁舎内にあります。部長のほか、教官として検事出身者、裁判官出身者、行政職出身者がおり、その他、専門官がおります。また、長期専門家として7名（当時）の方が海外に派遣されています。

法整備支援の内容は、基本的な法律の起草支援、法律を適正に運用するための体制整備や実務改善、人材育成支援等です。法整備支援として行っていることを順に説明します。まず、本邦研修について説明します。これは、現地の関係者を日本に呼んで研修をするというものです。これは、例えば日本でしかできない研修、施設の見学等をするために行うものです。次に、現地セミナーについて説明します。これは、松尾先生をはじめ、その分野の専門家に現地に行っていただき、そこで講義等をしていただくものです。現地で講義等をすると、本邦研修で日本に連れてくるよりも一度の機会にたくさん的人が講義を受けられるという利点があります。次

に、アドバイザリーグループについて説明します。これは日本国内で学者の先生方などを中心にアドバイザリーグループを結成し、現地にいる長期専門家に対して、専門分野などについてアドバイスするという活動です。長期専門家として、検事や弁護士や裁判官出身者、あるいは研究者の方を現地に派遣するという活動もあります。支援の方法や内容は、先ほど来、皆さまから説明があったとおり、相手国のニーズや政治状況、統治機構などを踏まえてカスタマイズすることになっています。

法務総合研究所の中の国際協力についてのもう一つの部署であるアジ研について簡単に説明します。アジ研は、昭和37年に設立された犯罪防止・刑事司法に関する研修等を国連に協力する形で行っている機関です。ここにはアジ研所長教官、専門官がいます。

アジ研における活動は、研修・セミナーや海外におけるセミナー・技術協力、国連との連携、研究・出版になります。

次に、法整備支援の枠組みを簡単に説明します。ご承知のとおり、経済協力や開発協力は、公的資金と民間資金と非営利団体による贈与に分けられます。公的資金は、ODAとOOFに分けられます。

ODAにはマルチ（多国間）とバイ（二国間）の援助があり、バイの中には、無償資金協力、技術協力、有償資金協力があります。法整備支援は、技術協力の一つとして行っています。なお、正確に言うと、これ以外に、債務救済という援助の手法もあります。技術協力の中の法整備支援は、皆さまのご協力もあって、ODA全体の予算額から見ると、ほとんどお金は掛かっていません。それにもかかわらず、相手国に対して与えるインパクトは非常に大きいわけです。

法務省がこれまでに支援した、あるいは支援している対象国について話します。私は、「法務省が」と言っていますが、JICAや関係機関・関係大学をはじめ、皆さまの協力を得ているのを前提に、あくまでも法務省から見た視点という意味です。

まず、スタンズといわれる中央アジア地域のうち、トルクメニスタンを除いた4か国に対してこれまで支援を行っており、例えばウズベキスタンに対しては倒産法注釈書の作成支援などを行いました。中国に対しては民事訴訟法や行政訴訟法等の改正支援を行っています。ラオスに対しては民事判決書マニュアル作成支援、民法・商法教科書作成支援などを行っています。カンボジアは、民法・民事訴訟法等起草支援、法律人材育成支援等を行っています。その他、東ティモール、インドネシア、ネパールなどで支援を行っています。

最近、ミャンマーについては、起草支援、法案審査支援、人材育成支援などを行っています。ミャンマーのプロジェクトは2013年8月に合意され、昨年11月からスタートしましたが、その経緯等について簡単にご説明します。

ミャンマーの支援が始まったきっかけは、2012年4月21日に迎賓館で第4回日本・メコン地域諸国首脳会談にあります。当時の野田首相とミャンマー大統領のティン・セイン氏の首脳会談後に発出した共同のプレスステートメントの中で、「ミャンマーの民主化および国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、以下の支援を実施する」という中の三本柱の一つとして、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）」が合意されました。この、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）」

の中に法整備支援が位置付けられました。

その後、法務総合研究所は、まず留学中のミャンマーの裁判官や検察官、JICA や法律事務所、財務省、大学の関係者の方と一緒に勉強会を開始しました。その後、いろいろな調査をし、今日来ていただいている ICCLC と協力し、元ヤンゴン大学の法学部長などを日本に招聘しました。そして、法務大臣のミャンマー訪問、法務総合研究所長を団長とする現地調査の慶應大学との最高裁長官共同招聘、協議を重ね、JICA との連邦法務長官府 (UAGO) 長官の共同招聘などを行い、平成 25 年 8 月に法整備支援プロジェクトを開始することを合意しました。つまり、平成 24 年 4 月の首脳会談でステートメントが出てから、これだけの時間をかけて、やっとプロジェクトとしてスタートしたわけです。

現在、ミャンマーでは、JICA の長期専門家として、リーガルエキスパート 2 名、業務調整専門家 1 名が現地で活動をしています。法務長官府と最高裁それぞれに対して、法案審査支援と人材育成支援、起草支援と人材育成強化の支援をする活動が、今ようやく動きはじめたところです。

「公益財団法人国際民商事法センターの活動紹介」

公益財団法人国際民商事法センター 事務局長 北野 貴晶

ただ今ご紹介いただきました、公益財団法人国際民商事法センター事務局長の北野です。本日は、連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2014」にお集まりいただきどうもありがとうございました。

この連携企画は、学生の皆様等お若い方に、法整備支援に対する広範な関心をもっていただき、理解と協力を求めると共に、今後の法整備支援に携わる人材の育成強化及び官民強化を図ることを目的として、2009年に、法務省法務総合研究所、JICA、当財団が共催してシンポジウム「私たちの法整備支援～ともに考えよう法の世界の国際協力」をスタートさせたのが最初です。

公益財団法人国際民商事法センターは、お手許のパンフレットでも説明しているとおり、JICA・法務省がアジア諸国で行う法整備支援に民間としてお手伝いすると共に各国の民商事法の理解を深めるため、セミナー・シンポジウム・調査研究事業を行っていますが、この連携企画については、法整備支援に关心を持っていただく若い方を育てる事業として特に力をいれており、当初から共催者としてご協力させていただいています。

財団は、アジア地域で市場経済への以降や国際市場への参入をめざす国々を対象に、経済活動に必要な民事・商事分野における法制度の基盤整備を支援するため、法務省を主務官庁として 1996 年 4 月に設立されました。

昨年、2013 年 4 月からは、公益法人改革に従って、法務省の所管を離れ、内閣総理大臣（内閣府）の下で、公益財団法人国際民商事法センターと新たなスタートを切っております（と言っても実施している事業の内容が変わったわけではありません）

財団は、幅広く事業を展開していますが、実際の運営は極めてこじんまりと行っています。

パンフレットで所在が書かれている赤坂の事務所には、事務局長の私と事務局次長そして職員 2 名がおります。その他麹町の JICA 本部に 2 名、大阪の法総研国際協力部に 1 名の職員をおいています。又、契約ベースで法整

備支援をお手伝いいただく大学の先生が2名おられます。

財団の活動資金は、パンフレットの広報「会員募集」の欄の財政基盤をご覧になっていただければおわかりのように、法整備支援事業は、JICAから受取る業務委託収入で賄い、セミナー・シンポジウム・調査研究事業は会員からの会費収入で賄っております。

事業の規模としては法整備支援事業の方が大きいのですが、法整備支援については、JICAや法総研の方が、詳しく説明されるので、ここでは財団が行う、セミナー・シンポジウム・調査研究事業についてご紹介したいと思います。

21世紀に入り、日本のアジア諸国との国際取引や投融資は一層の拡大と緊密化が進んでおり、この健全な発展と紛争等の円滑な処理解決のため、各国の法制度について、相互理解を深めることにより、アジア経済圏の中で共通の基盤を築くことが、極めて重要なものとなっています。財団は、広く財界・学会・法曹界の会員・役員で支えられており、民商事法分野を通じ、日本及び各国の司法、法曹、学術関係者との間で相互理解を深めるためにこれらの事業を行っているものです。

先ず、セミナー・シンポジウム事業の代表として日中民商事法セミナーをご紹介します。主催は、日本側は法総研と当財団、中国側は国家発展改革委員会です。

1996年の財団設立以来、毎年交互に日中で開催し、開催地側より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し、講演を実施しています。これまで実施したセミナーは次のとおりで、日本で開催する際は、広く学者・企業の方にセミナー参加を募っています。

昨年2013年に日本で実施したときは、「大気汚染防止に関する産業と政策」「中国独占禁止法」（価格についての反独占）の現状をテーマとして、その前に北京で実施したときは、民間による社会インフラ資本整備と公共サービス提供、いわゆるPFI法をテーマとして取り上げる等、その時に応じたテーマを取上げています。

なお、成果物は毎回、小冊子にして参加者を主として頒布している他、ホームページ上でも公開しているので、ご関心のある方はご覧になってください。

次に、調査・研究事業をご紹介します。各国法制度の調査研究ということで、法総研と共にアジア大洋州諸国の法制度について特定テーマを選び、学者、実務家を中心として研究会を構成して研究・調査を実施しています。研究会は3ヵ年計画として実施され、2年目と3年目にその成果発表の場として研究対象地域から専門家を招へいし、セミナーもしくは公開シンポジウムを開催することとしています。これも財団設立当初から実施しており、これまで実施した調査研究パンフレットに記載のとおりです。現在平成24年度～26年度事業として、「会社情報の提供制度」をテーマとして、調査・研究を行っています。成果物は、商事法務研究会から出版しております。

もう一つご紹介します。これも法総研と共に事業で、日韓パートナーシップ共同研究と呼ばれるものです。この共同研究は、制度上及び実務上の問題点について、日本の法務省及び裁判所に勤務する者並びに韓國の大法院・各級法院に勤務する者が相互に意見を交換して検討し、両国の制度の発展と実務の改善に寄与することを目的として実施されるもので、平成11年から毎年開催され、順次テーマを拡大し、現在は不動産登記制度、商

業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題をテーマとしています。この共同研究の特徴は、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションで構成されており、両国の研究員が互いに相手国に渡り、相互に研究することにあります。成果物については、法総研 ICD でまとめている他、法総研 ICD の HP にもその内容が掲載され、財団はそれにリンクを貼らせていただいている。

その他、財団が行うセミナー・シンポジウム、調査・研究の案内、内容については、すべて HP に掲載することにしているので、ご覧いただければと思います。

おそらく他の方からはご説明がないと思いますので、皆様が法整備支援について、知識を得ていただくためにはどのような資料があるかお話ししたいと思います。参考としてお配りした資料は、法整備支援関連で出版されている書籍をリストアップしたものです。又受付に見本として置いた書籍もあるので参考にしてください。私が気が付いたものだけなので、まだ他にあるかもしれません。

書籍になっているものは、ほんの一部で、具体的は動きについては、ICD の HP、JICA の HP（ナレッジサイト）、CALE の HP でご覧いただけるものが数多くあります。又、「法律のひろば」「自由と正義」「時の法令」「法律文化」等の雑誌への寄稿文や時々新聞で取り上げられる記事もあります。

財団にご連絡いただければ、ご紹介できる過去の資料もあるかと思います。皆様のお手伝いをすることを財団の重要な役目と考えているので、活用してください。

財団の事務所は、パンフレット最後の地図にあるように、溜池山王の駅からすぐのビルにあります。法整備支援に関する種々書籍や資料をご覧いただくことができるので、何かあれば気軽にお寄りいただければ思います。皆様が、法整備支援にご关心をもっていただくために最大限の協力をさせていただきます。

「名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターの活動紹介」

小畠 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長、）

法政国際教育協力研究センターが正式な名前ですが、日本語の略称は法政国際センターで、“Center for Asian Legal Exchange”という英語の正式名の頭文字を取って CALE と称しており、かなり通用するようになってきました。私は大学の人間で、大学で教育研究をしています。この場は機関紹介ですから、機関の宣伝をある程度しなければいけないのですが、私自身は研究者であり教育者であると自ら任じているので、少し客観的な話も含めて紹介していきたいと思います。

CALE センターは、名古屋大学の現在の法学研究科の国際分野の活動、特にアジア諸国との協力が中心になっている「現業部門」であると理解していただければいいのではないかと思います。名古屋大学法学部のアジア協力、国際展開活動は、規模の点でも蓄積の点でも非常に重要な活動をしてきており、非常に重要な布石を打ってきたと私自身も考えています。しかしながら、全体的な評価としては、「まだ道半ば」です。重要な布石を打ったけれども、その布石を生かすにはまだ十分な活動が展開できていない。裏返していえば、皆さんのが CALE の活動に積極的に参加することにより、重要な活動をさらに発展させる余地が十分にあると思っています。

皆さんの手元に、スライドをプリントした印刷物とパンフレット等があると思います。それが全体像ですが、

まず名古屋大学の機関について、簡単にざっと申します。名古屋大学の大学院法学院研究科、大学院重点化ということで法学研究科という名前を出していますが、実態は法学部と法学研究科の両方です。ここで特筆すべきは、1999年、私が外国に行って居なかつたときに突然、英語コースをやるぞと言われ、以来、英語コースを開設して多くの留学生を受け入れていることです。

CALEセンターは2002年に設立され、日本の大学としては唯一アジア諸国法研究と法整備支援研究を専門に扱う機関です。また、名古屋大学法学部はアジア諸国を中心に八つの海外拠点（センター）を有しています。日本の法学部や社会科学部を通じて、八つの海外拠点を持っていて、常時複数の特任講師の方がいて活動している大学は、ほぼ皆無ではないかと思います。このような特徴を持っている組織であると考えています。

CALEのこの分野における役割は、三つに整理されます。一つは研究、もう一つは教育の分野で、法学教育支援です。さらに、これも平たく言えば教育ですが、教育支援ではなく、国内の人材を育成しています。スライドのプリントの最後のところに皆さんのが心を持たれるであろうプログラムが用意されていますので、今日は前半を中心にお話ししたいと思います。順番を変えて2から先に進めたいと思います。

法学教育支援では、自国の法律を自らの手で作り、運用できる人材の育成を目指して、1999年から英語による日本法教育を行っています。法学研究科に英語コースがあり、修士課程、博士課程に英語で課程を終える院生を多く受け入れています。それから、日本語による日本法教育も行っています。従って、英語コースは15年ぐらいやっています。その前からの留学生も若干含まれていますが、名古屋大学法学研究科で学んだ人たちが、アジア諸国でさまざまな分野で政府機関や在野の法曹として活動しています。われわれが次に述べる日本法センターを作りそこで活動できるのも、ネットワークが既に存在していることが基盤になっているからです。

さらに、ウズベキスタンを皮切りに、日本法教育研究センター（日本法センター）を開設しました。一番古いところで9年の歴史を持っていますが、これは非常にユニークな試みとして、日本語による日本法教育を行っています。現地の大学の法学部に日本法センターが置かれており、現地の大学で現地法を中心とする課程を学びながら、日本法センターの授業を受けることになります。最初の方は日本語を中心に教え、2年次、3年次に進むと、徐々に日本法の教育を進行させます。一部の方は夏季セミナーという形で来られます。また、大変競争が激しく、せいぜい各センター1人ぐらいしか受け入れられないのですが、優秀な方については、法学研究科修士課程に奨学金付きで受け入れるという枠組みが用意されています。

皆さんは外国の方と付き合いがあると思いますが、一般的に言うと日本語は修得が非常に難しい言語です。さらに、特に専門的な概念を外国の人が議論するには大変な努力が要ります。私たちも、最初に始めたときはこんなことができるかどうか、半信半疑でした。この部分については、日本語教育という専門分野があります。日本語教育の専門家の方々が教育に携わっておられて、その方々にとっても非常にチャレンジングな仕事ですが、卒業生の中には日本語も非常に優秀な方がおられ、留学生として受け入れています。そして、その卒業生がぼちぼち現地に帰ることになっています。

こういう形で、大変チャレンジングな教育活動をやってきました。特に日本法センターの方は、教育を中心とする活動だったと言えます。われわれとしては、これを教育と研究と共に担うセンターに成長させることをスローガンに取り組んでいます。もちろん、これは昔から行っていることですが、研究プロジェクトのコーデ

ィネート、国際シンポジウムやワークショップの開催、JICAの受託業務も行っていますが、特に私は、日本法センターを通じて研究活動を充実させたいと考えています。

少し脱線するかもしれません、昔少し調べたことがあるのですが、法整備支援、特に立法起草という作業はかなり失敗例が多く、成功する場合もすぐにはうまくいかず、ジグザグな過程を通じてようやく実現します。ですから、美しい作業ではなく、地道な努力が必要です。法整備支援で苦労するのは、現地の法や社会の理解がわれわれも十分ではなかった面があるからだと私たちは考えています。われわれは引き続き日本の先生を派遣し、日本法、たとえば知的財産法がどうなっているかを教えるセミナーを開き、日本法情報を発信していくますが、同時に、日本法センターを通じて、八つのセンターを持っている研究機関は稀有な存在なので、各国の法情報をきちんと調べて発信していく役割を果たしていきたいと考えています。

最初に、重要な布石を置いていきたいが、道半ばであると申しました。その意味は、一つには次のようなところにあります。われわれ大学は教育研究機関ですから、法整備支援に教育研究との密接な関わりで取り組みたいと考えています。従って、法学の教育研究を通じて法整備支援に貢献していくことがもちろんですが、さらに言うと、法整備支援を通じて日本の法学の研究教育をバージョンアップさせたいと思っています。これはあまり詳しくは述べられませんが、先ほど松尾先生が触れられたさまざまな論点は、実は法学の研究、法学の学問を発展させる非常に重要な問題提起を含んでいることを強調したいと思います。

教育の面でも、日本語を引き続き重視したいと考えています。日本の法律を学ぶためには、日本語は非常に重要なファクターであり、日本の法学の教育研究を、従来の成果を継承しながらさらに発展させるためには、アカデミックな日本語をアジア諸国に普及させていくことが非常に重要だと考えており、われわれの日本法センターの経験は、その重要な礎石になるのではないかと考えています。

第2部 講演「カンボジア法整備支援の過去・現在・未来」

モデレーター 四本 健二（神戸大学大学院国際協力研究科教授）

パネリスト 本間 佳子（創価大学法科大学院教授、弁護士）

柴田 紀子（法務省法務総合研究所国際協力部副部長、検事）

磯井 美葉（国際協力機構（JICA）国際協力専門員、弁護士）

(四本) キックオフセミナー第2部「カンボジア法整備支援の過去・現在・未来」と題して、パネルディスカッションを始めたいと思います。私は司会の神戸大学大学院国際協力研究科の四本健二です。よろしくお願ひします。

まず今日のパネルディスカッションの趣旨と構成についてお話しします。このパネルディスカッションでは、大きく二つのトピックを用意しております。第1に、先ほど活動紹介をした諸団体が協力して、最初に本格的な法整備支援に乗り出したのがカンボジアであるということです。カンボジア政府からの援助要請が1996年でしたので、実に18年にわたる実績、経験を蓄積している。あるいは失敗もたくさん蓄積しているかもしれません。これらについて、カンボジアに派遣されたJICA専門家のパネリストにお話を伺いたいと思います。

第2に、今日ここに参加されている皆さんには、法整備支援に関心をお持ちで、自ら関与したいという気持ちが強いと理解しています。どういう関わり方があるのか、どうすればJICA専門家になれるのか、どのような知識やスキルが必要なのか、また、どんな喜びや苦労があるのかについて、パネリストの先生方の経験を踏まえたお話を伺いたいと考えています。後ほど質疑応答の時間を設けますので、疑問やコメントがあれば直接パネリストの先生方にお尋ねいただければありがたいと思います。

なお、本日のパネリストの発言は所属機関の公式の見解ではなく、個人の意見であることをあらかじめご承知おきください。本間先生、柴田先生、磯井先生、本日はパネリストとしてご参加くださいまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。早速ですが、自己紹介を兼ねて、どういう仕事をしてこられたかを若干長めにお話しください。

(本間) 本間佳子と申します。現在は創価大学法科大学院で教授をしているのと同時に、本間佳子法律事務所という自分の事務所の代表弁護士をしています。東京弁護士会所属です。修習は43期です。

カンボジアにいたのは2002年（平成14年）2月から2004年（平成16年）2月までで、ついこの前の気持ちなのですが、気が付いたら10年たっていました。JICAの重要政策中枢支援一法制度整備支援プロジェクトは、簡単に言うとカンボジアの民法典と民事訴訟法典の起草支援のプロジェクトで、そのフェーズ1の最後の1年と、フェーズ1とフェーズ2のはざまの1年とで2年間を過ごしました。派遣先はカンボジア司法省です。

派遣直前に所属していたのは神田橋法律事務所で、現在の名称はホワイト&ケース法律事務所になっています。ホワイト&ケースというアメリカの事務所と特定共同事業をしている弁護士側のメンバーでしたが、カンボジア派遣直前に退職し、自宅に自分の名前で事務所の登録をして派遣されたという経緯があります。

当時、私がカンボジアのプロジェクトで行っていたことは、最初の1年と次の1年とで少し違っています。最初の1年は、プロジェクトフェーズ1が延長された最後の1年でした。カンボジアの法制度整備支援のプロジェクトフェーズ1は、1999年3月から3年間の予定で行われていましたが、1年延長され、私は最後の年に行きました。民法典と民事訴訟法典の両法典の草案を完成させる時期です。

2003年3月のプロジェクト終了時までに、日本側として、法典の草案を完成させるように調整するのが、私の最も大きな任務だったと思います。それとともに、2002年10月に、草案がほぼ完成していることを前提に、ナショナルセミナーという名前の非常に大きなセミナーが、日本とカンボジアの国家的な一つのお披露目行事として予定されており、実際、フン・セン首相が出席して挨拶されたのですが、その会場や通訳・翻訳の手配など、一切の準備をすることが私に課せられた結構大きな仕事でした。

次の1年は、カンボジア側で、一応、日本側で完成させて引き渡した草案を閣僚評議会に提出して立法の作業に入ります。プロジェクトとしては正式にできていないのですが、それを事実上サポートしながら、現地のカンボジア側から要請を受け、JICAのプロジェクトの次フェーズをつづっていく仕事をしていました。柴田さんが行った、日本の司法研修所に当たる裁判官・検察官の養成校が向こうで立ち上がったばかりだったので、一番大きかったのは、それを日本が支援するプロジェクトを立ち上げる仕事でした。

(柴田) 柴田紀子です。私は本間先生と磯井先生と違って、検事で、50期です。私は検事になってから今年で16年間ぐらい仕事をしています。その中で、国際協力の仕事が合計6年間ぐらいで、それ以外は専ら現場の捜査・公判の仕事をしていました。

私は大学のときも刑事訴訟法を専攻しており、もともと刑事事件に興味がありました。刑事事件を主にやるのはやはり検事だろうと考えて検事になり、東京地検、横浜地検、地方の地検等を含めて、殺人事件から税金事件まで取り扱いました。

私は法務省法務総合研究所国際協力部に2005年に配属され、2006年2月から2008年3月末までの間はカンボジアに派遣されていました。日本は、カンボジアに対して、1990年代から民法・民事訴訟法の起草支援を行っており、2005年ころはこれらの法律が間もなく成立しようとする中で、法律ができるだけではなく、これを動かす人間が必要だということになって、2003年ごろに裁判官・検察官を養成する学校がカンボジアにできました。日本の司法研修所から弁護士の養成を除いたような学校です。この学校の支援を実施するため、私が初代の法曹の長期専門家として現地に行きました。

2003年に開校した学校は、私が行った2006年ごろにはまだ始まったばかりで、三つの問題を抱えていました。一つ目が教材がないこと。二つ目がカリキュラムがないこと。三つ目が教える講師の人材がないことです。私は、まず現地でワーキンググループをつくりました。ワーキンググループと私、日本からサポートしてくださる先生方でディスカッションをして教材を作成し、カリキュラムを発展させ、それを通じてワーキンググループメンバーの能力を向上させるというスキームでした。

ところが、一つ問題がありました。カンボジアの歴史をひととくと、クメール・ルージュという悲しい出来事があり、人材が不足しているのが大きな問題で、起草に当たったり人を教えることのできる人間が非常に限られており、同じ人がいろいろな役割を背負っていたので、みんなとても忙しかったのです。当初創設したワーキンググループは、最高裁の裁判官や司法省のナンバー2の次官といった偉い人たちで構成されていて、彼らは、いろいろな役割を担っていてとても忙しかったのです。

そこで、苦肉の策として、学校を卒業したばかりの、皆さんとそれほど変わらない若い人たちでチームをつくり、教官候補生という名前を付けました。今すぐには役に立たないかもしれないけれども、20年後にはカンボジアの司法を担い、人に教える人になればと考え、若い人たちでワーキンググループを構成し、その人たちと一緒に教材開発やカリキュラム開発をするようにしました。

私が現地にいたときからもう8年が経過し、現在では、彼らは成長し、カンボジアの実務を引っ張っています。

(磯井) 弁護士の磯井美葉と申します。私は今年3月にカンボジアから帰ってきたばかりです。カンボジアには去年4月から1年間滞在して仕事をしていました。

私は2000年4月に弁護士になり、司法修習で言うと52期になります。あっという間に今年で15年目になってしましました。私は少し変わっていて、カンボジアだけではなく、他の法整備支援にも関わってきています。本格的に関わりはじめたのは2006年の秋からなので、弁護士としてのキャリアの中で、実際に裁判実務や法律

実務に携わっていた6年半よりも、法整備支援を専業でやっている期間の方が長くなってしまいました。

2006年からの2年間はモンゴルのJICAプロジェクトで長期専門家として仕事をしていました。2008年の終わりに戻ってきて、先ほどJICAの活動の紹介をした佐藤直史さんのような形で、JICA本部で2009年から4年間、法整備支援のアドバイザーを務めました。その後、昨年4月から1年間カンボジアに行き、3月に戻ってきて、もう一度JICA本部に入り、カンボジアに行く前と同じような法整備支援のアドバイザーの仕事をしています。

そのため、去年のカンボジア滞在は、法整備支援に関わるキャリアとしては、初めてではありませんでした。特に2009年からJICA本部で仕事をしていたときには、カンボジアのプロジェクトも担当しており、東京をベースに、年に3~4回出張したり、柴田さんとは入れ違いになってしましましたが、柴田さんの後任の方や他の専門家たちといろいろとやりとりをしていたので、カンボジアの様子は行く前からそれなりに分かっていました。

カンボジアにおける業務の内容ですが、今、現地では「法整備支援プロジェクト」のフェーズ4になっており、これは2012年4月から始まりました。ただ、日本語の名前は「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」となっています。「フェーズ4」と申し上げたのは、一つは分かりやすいからですが、このプロジェクトは、英語では前の名前を引き継いで、「法制度整備プロジェクトフェーズ4」となっているためです。カンボジアの司法省から、とても良いプロジェクトなので、ぜひ同じ名前でフェーズ4としてやってほしいという要望が出たので、そのような名前になっています。

今年3月までは、日本人の長期専門家が5人いました。私ともう1人弁護士の専門家と、法務省の検察官出身の専門家が1人、裁判官出身の専門家、コーディネーターとして会計その他の調整をする専門家が1人という5人のチームで仕事をしていました。私の後任は直接にはいないので、私が帰国した後は、日本人4人の体制になっていますが、法整備支援のプロジェクトの中では割と大きい方だと思います。

実際の業務内容ですが、カンボジアはポル・ポト時代の影響もあり、中堅の人材の層がまだまだ薄く、民法・民事訴訟法は先輩方の苦労で成立し、今は現地で適用されていますが、ちゃんと理解できる人がまだ少なく、それに沿ってうまく実務が動いていないので、あらためて人材育成をしています。

司法省、裁判官・検察官養成校でワーキンググループになっていた現役の裁判官や検察官、弁護士会のメンバー、大学の法学部の先生方を集めてワーキンググループをつくり、中核人材を養成しています。将来その人たちがシニアのポジションになったときに、カンボジアの人が自分たちで法令を解釈し、必要なら改正あるいは関連する法令の起草も自分たちでしてもらえるように、まずは民法や民事訴訟法の理論をしっかりと理解してほしいと考えています。

先ほど、私の後任はないと申し上げましたが、私は少し特殊なポジションで、中核人材の育成には直接はタッチしておらず、前フェーズでは民法・民事訴訟法に関する法令の起草支援をしていました。その中で特に大きなものとして、不動産登記に関する省令が未完成のまま残っていたのです。前フェーズの積み残しのサポートという感じではありますが、広い意味での民法・民事訴訟法の普及という意味では、不動産登記も大きな権利に関わっていてとても重要なので、それをフェーズ4でもサポートしようということです。

そうは言っても、ずるずると起草支援をしてしまうときりがなくなってしまう恐れもあるので、新しいフェーズ4のプロジェクトは全体で2017年3月までの5年間を予定しているのですが、そのうち最初の2年間で頑張って省令を作り、使える状態に持っていくという約束をカンボジアの人たちとしていました。その期限が今年の3月まででした。ですから、私自身は起草支援に近い活動をしており、毎週、司法省と不動産登記を管轄している国土省の共同ワーキンググループのメンバーと会合していました。

ただ、私が赴任したときは前任の専門家の尽力により不動産登記省令が出来上がっていたのですが、省令ができただけでは運用には十分ではないので、書式集を準備し、現地でメンバーと一緒に普及セミナーを何回かしたりしていました。その後のことは、パネルディスカッションの中でお話ししたいと思います。

(四本) ありがとうございます。私自身はカンボジア法の研究者です。最初から研究者だったわけではなく、1985年に大学を卒業し、1992年まで国際協力の仕事に従事しており、1987年に初めてカンボジアに行きました。

まだ内戦中で、定期航路も飛んでいなかったので、そのときは赤十字国際委員会の輸送機に便乗してプノンペンに入りました。夜間外出禁止令が出ておりまして、朝、宿舎がガタガタ揺れたので地震かと思ったら、目の前を戦車が前線に向かって走っていました。1992年に仕事を辞め、大学院に入りました。名古屋大学で勉強し、1997年に博士後期課程を修了しました。

指導教員から「カンボジアの法律を勉強するのはいいけれど、就職がないよ。どこの大学にそんな講座があるの?」と言われ、そのとおりでした。山のように履歴書を書いて、山のように「貴意に添えず」という返事を頂きました。そのときに、ちょうどカンボジア側から日本に対して援助要請が来たので、飛び付いたのです。今でも覚えていますが、カンボジアに出発する1週間前に、人民党とフンシンペック(シアヌーク国王派)という当時のカンボジアの二大政党の武力衝突が全面的な内戦に発展し、派遣延期になりました。

当時、やっていたアルバイトを全部辞めていたので、無職・無収入というハイパーニート状態になり、困りましたが何とか食いつないで、1997年12月24日に派遣再開の第1号としてカンボジアに赴任しました。カンボジア法整備支援の専門家の第1号です。

当時はまだカウンターパートを司法省にすることも決めていなかったので、司法省にオフィスを構えましたが、一体どういうプロジェクトを立ち上げるのか、誰をカウンターパートにするかを選定する、プロジェクトの案件を形成するところから私の仕事が始まりました。

すごく楽しかったです。エキサイティングな仕事でした。このままカンボジアに骨を埋めてもいいと思っていたのですが、あに図らんや私を採用するという大学が現れ、1998年3月に泣きながら日本に帰ってきた次第です。自分の専門がカンボジア研究ですから、その後もたびたびカンボジアには帰っています。ある人が面白いことを言ったのですが、私がプノンペンの国際空港に見送りにいった人は、必ずカンボジアに帰ってくるというジンクスがあるそうです。

3人の先生方、まず本間先生からは関与された法律案の起草作業をされたお話、次に柴田先生から派遣された裁判官・検察官養成校で法律を運用できる人材の養成というお話、磯井先生から法律の運用を担保するような制度設計をしていくというお話があったというシンプルな、ざっくりとした捉え方でいいでしょうか。磯井先

生、いかがですか。もう少し補足されますか。

(磯井) 大きく捉えると、そういう感じだと思います。最初に民法・民事訴訟法の起草があり、その後、柴田さんが関与された裁判官・検察官養成校での人材養成があり、それと並行して司法省の中にもプロジェクトを置いて、関連法令の起草あるいは関連制度の構築に支援をずっと続けていました。

先ほど、不動産登記の省令は前フェーズの積み残しとも言えるとお話ししましたが、関連法令の起草支援をしている中でも、カンボジア、特に司法省のシニアの人たちが忙しくなってしまい、ワーキンググループの活動になかなか参加できませんでした。代わりに若手の人が来てくれるのですが、彼らは民法・民事訴訟法の全体像を分かっていないのです。

民法・民事訴訟法の内容をよく知らない人たちが、例えば不動産登記の差押えの省令を起草するのがどれだけ大変かは、ご想像いただけると思います。それこそ歴代の長期専門家は、カンボジアの人たちから不思議な質問やコメントも受けながら、大変な作業を進めました。明らかに誤解しているのに頑固な人もいて、関連法令を急いで整備しなければいけないのに、なかなか進まず、日本人が一方的にこうすべきだと言って作ってしまう方が簡単だったと思うが、それでは現地の人たちが育たないので、皆さんずっと悩みながら活動されてきたと思います。

フェーズ3が終わり、今まで一緒にやってきた、特に若手のメンバーを中心としたカンボジアの法律家たちに、もう一度、民法・民事訴訟法の全体像をきちんと把握してもらいたいという思いがあり、あらためて少数精鋭の人材育成をしようとなったのが今のフェーズです。

(四本) こういう場ですから、つい格好良く、私たちはこういうことをやってきたとアピールするような口調になりがちなのですが、JICA的に申し上げると、私たちがやるのは技術移転ですから、専門家がどれだけ頑張ったかばかりをアピールしてもいけないと思います。カウンターパートであったカンボジアの人たちにどれくらいのスキルや知識が身に付いたかがポイントです。長い目で見たときに、カンボジア側の力量がアップしたと思われますか。われわれの仕事で、カンボジア側に技術移転できたでしょうか。

(本間) 私が行ったのが10年前なので大きな差を感じるのだと思いますが、10年前から見るとすごく上がったと思います。私はこの3月にもカンボジアに行ってきたのですが、基本的には日本にいて、柴田さんがいらっしゃる法務総合研究所国際協力部などで本邦研修をするときに、カンボジア側から来る若い研修生たちの講師をしています。ですから、1年に1回ぐらいしかカンボジアの人たちに会わないのですが、トレーニングを受ける人の層が年々厚くなっています、質も高いことに毎回驚かされます。

フランスの影響もあるので、それほどおかしなことではないのかもしれません、当初はカンボジアの中核の中の中核である裁判官の人たちから、代理と委任の違いがよく分からないからもう一度説明してほしいと言われました。それから、他人物売買が成り立つのがどうしても分からない、他人のものを売るのはいけないことではないかと延々と議論になりました。

そういう時代を経ているので、私はロースクールでも民事訴訟法を教えているのですが、カンボジアの民事訴訟法のセミナーを開くと、ロースクールで受けるのとほとんど同じか、それよりもっと高度な質問があるので、素晴らしい、うれしいと感じます。

(柴田) 私も明らかにアップしていると思います。私が現地にいた当時、学校の講義を傍聴すると、日本と異なり、支離滅裂で雑多な質問が飛び交うのです。日本では、学生はみんな手元にコメントカードや教科書が何種類もあり、ある程度のことは自分で解消できて、本当に分からぬことだけ、あるいは当てはめのことを聞くことになると思うのですが、当時のカンボジアでは文献がないので、基本的なことも自分だけでは分からぬことが多いのです。そういう意味では、非常に気の毒というか、大変な状況にありました。

それから若干の年月がたち、もちろんまだパーフェクトとは言えませんが、いろいろな教材が少しづつできています。その中で力量がアップするのは、至極当然のことではないかと思っています。

また、数字で見ると、私が現地にいた2004年ごろは、裁判官・検察官の数は172名でした。これは王立裁判官検察官養成校での教育を受けていない古い世代の人たちの人数です。しかし2012年になると、裁判官・検察官の全体数が400~500人になっていて、そのうち古い世代の人たちが100人を切っており、実務の大半が王立裁判官検察官養成校を出た人、つまり若い層なのです。三角形で、裾野が非常に広いのです。私は間違いなく前に進んでいると感じています。

(磯井) 私は、カンボジアに滞在していたのは1年ですが、2009年から見ています。また、実は2003年にも何回か日弁連の昔のプロジェクトの関係で、カンボジアに2~3日ぐらいの短い期間で何度か出張して仕事をしていましたことがあります。

そういうところを考えると、今お2人がおっしゃったように、以前はこちらにも意図がよく分からぬ質問がたくさんありましたし、どう説明すればいいか、日本人専門家が手を替え品を替え苦労している場面をずっと見てきました。

特に私がいた1年間は、そういう人たちが起草にも関わり、少し育ってきて、特定の分野については知識があるようになった人たちと一緒にやっていたこともあります。質問がすごく高度になっており、私も日本の実務を本で調べないと答えられないような点や、確かに疑問であると思われるようなことを聞かれました。そこは大きく進んだと感じていました。東京からずっと見ていましたが、今まで現地に行って関わってきた人たちの苦労のたまものだと思っています。

一方で、私は4月からまたJICA本部に入って、オング一イグで再びカンボジアに関わっており、実は明日の夜行便でカンボジアに出張することになっています。現状で申し上げると、民法・民事訴訟法が適用されて、今は実務もそれに沿って動いているはずなのですが、まだまだ問題はあります。また、昔、若手だった人が司法省の次官になったり、シニアの裁判官になったりしていますが、その後に続く人材もあまり厚くないことが悩ましいです。

(四本) 今日のパネルディスカッションは「カンボジア法整備支援の過去・現在・未来」というタイトルですが、どうも過去ばかりに話が行っていて恐縮です。法整備支援の結果、カンボジアの社会での紛争が法的に解決されて、法の支配やグッドガバナンスが確立することが期待されていますが、国際協力としての出口戦略、撤退戦略とも関わる話ですが、法の支配やグッドガバナンスという大きな話、壮大なゴールには到達するのでしょうか。

(磯井) 今、最後の方でも申し上げましたが、民法・民事訴訟法は実際に出来上がって適用されました。しかし、例えば金融機関や民間の人たちから、特に民法について、不動産の登記制度も含め、いろいろ反応があります。それは必ずしもポジティブなものではなく、「こんな難しい民法、どうしたらしいのか分からぬ」「日本が支援してくれてこれができたのはすごく立派だけれども、カンボジアの実情を考えるとなかなか動かないところがある」など、いろいろなコメントがあり、本当に支援した法令に従って社会がスムーズに動いていくようになるには、もう少し時間がかかると思っています。

それから、カンボジアの構造を見ていて私が感じているのは、司法省の人たちは直接には実務を見ていません。裁判をするのは裁判官や検察官であり、弁護士も日々の業務として実務を見ていますが、司法省はそれから少し引いたところにあり、頭の中でだけ法律を考えているところがあります。しかし、職務上は、そういう人たちが不動産登記や供託制度、夫婦財産などの関連法令を直接起草しなければなりません。日本の法務省のように裁判官や弁護士、カンボジアにはまだ学者はそれほど多くありませんが、学者も入って、みんなでやってくれればと思うのですが、構造としてまだそのようになっていないので、特に司法省は大変だと思っています。

裁判官や弁護士を見ていると、日々、自分の武器として法律をどう使っていかに直面しているので、民法・民事訴訟法の問題点も含めて理解してくれていると思いますが、要になるはずの司法省がなかなか難しく、現場や社会のニーズを具体的に感じることができていないと感じます。

主に司法省のキャパシティの話をしましたが、関係機関や社会一般の民法に対する反応などを見ても、法の支配やグッドガバナンスの実現には時間がかかると思っています。

(本間) では、私は反論を。磯井先生は行って帰ってきたばかりなので、そういう感覚を持つのは分かりますし、私はもともと人間が楽観的なのかもしれません、日本ぐらいのレベルにはすぐになる気がしています。これは逆説的で、日本はそんなに偉そうなことは言えないということです。本当にグッドガバナンスや the rule of law を実現するのは、すごく大変です。皆さんも思ったかもしれません、3.11 の東日本大震災後の日本の対処の仕方は衝撃的でした。カンボジアに支援をしに行っていた私は何なのか、どこから支援を呼んできて、一から日本をたたき直してもらった方がいいのではないかと思うほどショックでした。他人事ではなく、自分は責任世代なので、自分の国がこの程度ではまずいと感じました。the rule of law やグッドガバナンスは非常に難しいことですが、日本で行われている程度までは、カンボジアもすぐに達成できるのではないかという気がしています。

私は2カ月前に、3年ぶりぐらいにカンボジアに行ったのです。そこで変わるように驚きました。私の目を引いたのは、日本で有名なイオンモールができかかっていたことです。イオンモールプノンペンを造ることが決定されたらしく、インターネットで調べると発表されています。その外観がはっきり分かるようにできていました。

3年ぐらい前は毎年のように行っていましたが、そのときよりも随分変わっていきます。空港の様子も人々の服装も大きく違っており、経済的にも活動が活発化しています。社会全体に、法のシステム、ルールに従つてのを解決していこうという機運を肌身で感じました。

この3月に向こうに行ったときに、名古屋大学の日本法センターで、カンボジア民事訴訟法の講義を日本語でしたのですが、何人もの学生が、日本語の講義をしっかりと理解して、日本語で質問をするのです。日本だと当たり前かもしれません、民事訴訟法と民法の条文を持ってきなさいとあらかじめ言っておくと、みんなが手に手に、しかも使い込んであるクメール語の条文を持ってきており、質問をすると「〇〇は何条です」と読んで、どんどん話が進むのに感動しました。若い人たちが法律を喜んで大事にしている以上、あっという間にカンボジアでは日本程度の the rule of law は実現されるでしょう。

少なくとも私が元気でいる間に、カンボジアはハワイやシンガポール以上のリゾート地、かつ国際会議の拠点になるのではないか、なってほしいという夢を描いています。本間佳子法律事務所プノンペン支部をつくりたいという気持ちもありますが、私のすぐ後の長期専門家の神木さんに先を越されましたし、だんだんおばあちゃんになっていくので無理かもしれないと思っています。話を元に戻しますが、the rule of law やグッドガバナンスの実現は、自分の目の黒いうちにできるのではないかと楽観的に考えています。

(柴田) それではバランスを取って折衷案ということで（笑）。これが私の本当の考え方もあるのですが、法整備支援のみの結果で法の支配、グッドガバナンスが確立するわけではないと思っています。法律と制度の整備は一つのツール、一つのインフラで必要なものではあるのですが、冒頭で松尾先生がおっしゃっていたように、経済的・政治的な変化・発展と絡まなければ、やはりなかなか難しい。これがうまくいけば早いかもしれません、うまくいかなければなかなか到達しないものなのかもしれませんと思っています。

私が、はつと思った出来事がありました。カンボジアでは司法の汚職が非常に深刻だといわれています。よくカンボジアの裁判官、検察官、弁護士とこのことについて議論します。日本はないのに、なぜカンボジアではこれが直らないのか、なかなか難しい問題です。

その中で、ごく普通の検事が「僕たちも豊かになったら変わるよ」と言っていました。今はまだ満ち足りていない、余裕のない部分があるけれども、それがかなり底上げされ、全体的に豊かになって余裕が出てきたときには、そういったことを考える余裕も出てきて、文化や認識が変わってくるのではないかと彼は言いました。

それを聞いて、私はなるほどと思い、経済と政治の発展・変化が必要だと思うようになった次第です。

(四本) 本間先生、今度は大学を定年退職された後に、ぜひ JICA シニアボランティアで行ってください（笑）。

ところで、今日ここにいらっしゃる方は、皆さん法整備支援に関心を持っていて、ひょっとしたら自分も将来JICA専門家として働きたいと考えておられると思うのですが、磯井先生、JICAはどうやって専門家をリクルートしているのでしょうか。

(磯井) 柴田さんのような法務省の方や裁判官は、それぞれの所属機関から推薦をお願いしています。人数が一番多いのは弁護士だと思いますが、弁護士も最終的には日弁連から推薦してもらいます。JICAと日弁連で共同推薦の形を取っており、弁護士会の中で募集のお知らせをしたりウェブサイトに載せたりして、JICA側と日弁連の方と一緒に面接をし、そこで決まった方に来ていただいている。

弁護士はクライアントとの関係で事件処理があるので、一切をたたんで海外に行くのはそんなに楽ではありません。私自身も初めてモンゴルに行ったときは大変でした。ですから、なるべく早めにそういう手続きの情報を出してほしいという意見がJICAに来ていますが、一方で相手の政府と文書を交わしたりしてやりとりすることなので、なかなか難しいところもあります。ただ、最近は、見込みということで、弁護士会に早く情報提供をするようにこころがけています。

弁護士は、検察官や裁判官のように組織からの派遣ではないので、興味を持っている方に自分から手を挙げて来て頂くことになりますが、日弁連では「国際司法支援活動弁護士登録制度」をつくっており、日弁連に登録しておくと、JICAの募集情報や、それ以外の国際機関の情報がメールで送られてきます。ですから、将来、皆さんが弁護士になられたときには必ず登録してください。

(四本) JICAは専門家の公募もしていますよね。

(磯井) 通常の形の公募はあまり多くはやっていません。法整備支援だけではなく、いろいろな分野のプロジェクトを行っているので、その中では公示・公募もありますが、法整備支援の場合は大体、裁判官、検察官、弁護士の資格と実務経験が少しある人を弁護士会を通じて募集しています。

(四本) 今日のパネルディスカッションの仕事をお引き受けして、4人でメールでとやりとりしたときに、カンボジア法整備支援の情報共有もしたのですが、これから法整備支援を担う人たちの背中を押しましょうという話もしました。先生方は、まさか司法試験に合格してカンボジアで働くとは思わなかつたでしょう。重複しない程度に、カンボジアに行くことを決めたいきさつや動機などがあれば教えてください。

(本間) 私は高校生のときにアメリカに留学しており、英語が好きでした。自虐的ですが、同じ弁護士仲間の中で他の人より優れているものは何かを考えると、法律では全く思い付かなくて、英語ができるぐらいではないかと思ったのです。その後、弁護士になって5年たってからアメリカのロースクールに留学しました。

当時、金もうけだけに役に立つ仕事よりは、できれば国際的な舞台で、できるだけ公益的な仕事をしたいとずっと思っていました。しかし、どうしていいか分からず、それをしたければ、まずは英語で読んで書いてし

やべれるようにならなければいけないと、国連の職員にアドバイスを受けました。そのために、留学終了後、ホワイト&ケースという外国法法事務弁護士事務所と提携している法律事務所に入り、渉外の仕事に途中から入って、自分を鍛えました。

そして、1999年9月に国際司法支援活動弁護士登録制度が始まったのです。それを立ち上げるのに日弁連側で旗を振ったのが矢吹公敏先生で、それに興味のある人はぜひ参加してほしいという話があったのです。矢吹先生とは弁護士会の活動の中で親しくしていただいていたので、矢吹先生が旗を振っているのなら間違いないという個人的な信頼感もあって、登録しました。登録した翌年の2000年は、海外に法整備支援に行く活動が始まったばかりでした。四本さんがカンボジアに行かれていたのが1997～1998年なので、草分け的に行かれていて、弁護士がそういうところに行くという前例はほとんどなく、一本釣りで「行きませんか」と言われて行くというような段階で、JICAと日弁連が話し合い、とにかく人材を探してそれを育てようという動きがあったのです。

今もやっていると思いますが、JICAが中心になって行っている人材育成研修があり、2000年にこれに興味を持って応募したところ、四本さんにチームリーダーとして引率され、当時行っていたベトナムの法整備支援の見学に行きました。それではまったくというか、それを見て、大変やりがいがあって面白いと感じました。

それまで弁護士として主に一般民事の仕事をし、その後、渉外事務所に入って英語で日本の法律を説明したり議論ができるようになったりしたことを全て生かして、国際的で公益的な仕事ができることに大きな魅力を感じました。それで「よし、やるぞ」という気持ちになったのが、私が法整備支援に携わるようになった動機です。

(柴田) 私に関しては、かなりシンプルな答えです。当時、私は法整備支援のことを全く知らずに2005年に検事としての異動に伴ってこの部に配属になり、この仕事に就きました。検事は全国47都道府県のみならず、例えば国連の機関や大使館の一等書記官など、海外に出る仕事もあります。

(磯井) 私は本間先生と似ているかもしれません。弁護士として国内の仕事をしていたのですが、司法修習生になる直前ぐらいにこういう活動があることを知り、そのときに私も「これだ」と思い、いつかやってみたいとずっと思っていました。

弁護士になって、先ほどの国際司法支援活動弁護士登録制度に登録して情報をもらっていて、具体的に関われるようになったのは2003年ごろからです。そのころに、たまたま経済産業省で、ASEAN各国のIT法令を調べる1回ものの案件がありました。それを経済産業省から丸ごと日弁連に委託し、調査をするのに人手が必要ということで、メーリングリストで人材募集があったのです。それまでにもこういう形のセミナーには参加していましたので、ぜひ参加してみたいと思い、手を挙げました。

そのときミャンマー担当になり、まだヤンゴンが首都だった昔のミャンマーに調査に行ったのが、外国の現場に関わった最初でした。その後、そこでご一緒した先生方に声を掛けていただいたらしくして、当時の日弁連のカンボジアのプロジェクトのメンバーに途中から入れていただきました。その間も、いつか現地に住んで、現

地の人たちと日常的に接して、いろいろなことを議論したり考えたりしてみたいという思いがあって、ずっと機会をうかがっていました。

最初はカンボジアに行こうと思っていたのです。今までのお話にも出てきたように、カンボジアでは日本がいろいろな形で協力をずっと続けています。近いうちに弁護士の募集があるかもしれないという話も聞いて、もあるならぜひ行きたいと思っていたのですが、タイミングがなかなか合わずにどうしようかと思っていたときに、モンゴルの募集の話がありました。モンゴルの支援に行って愛知県の田邊先生という弁護士の後任がいないので探しているという話を聞き、ではモンゴルに行ってみようと思って手を挙げました。

モンゴル人は、日本人と中国人と韓国人と現地人を見分けていると言いますが、私は着いた翌日からずっとモンゴル人に間違われていました（笑）。モンゴル語でしか話し掛けられなかつたり、ウランバートルの国連オフィスの会議室に行き、英語で、どこに座ったらいいのかと聞くと、モンゴル語で話しなさいよ、と言われたり。そのときは身振り手振りで分かりました。国連ビルだからわざわざ英語で話しているのではなくて、外国人だから英語しか分からぬからなのですが、「何を格好つけているの？ モンゴル語で話しなさいよ」という顔をされたのです。滞在の最後の方では、日本人からも「日本語が上手でびっくりしました」と言われました（笑）。何が原因なのは自分でも分からぬですけれども。モンゴルにはそういう形でたまたま行つたのですが、とても好きな国で、今は第二のふるさとです。最近はカンボジアもそうで、幾つもふるさとがありますけれども。

ですから、当初から思いどおりにいったわけではなく、流されたという言葉が悪いかもしれません、その時々でチャンスをつかんできたようなわけです。現在の仕事も、モンゴルにいるときにJICAの本部でアドバイザーを探していたので、それも面白そうだと思って試験を受け、今に至っています。

弁護士としては、ドメスティックな小さい事務所で働いており、個人のお客さんも含め、さまざまな種類の事件を受けていましたが、外国語を使うことはほとんどありませんでした。ただ、今から思えば、高校生のときにJICAの出している広報誌をわざわざ取り寄せて読んでいたり、個人的にはそういうことにずっと興味がありました。それが今、輪つかのようになってつながっているのが、自分でも時々不思議だと思います。

（四本） ありがとうございました。正義感や情熱は国際協力に必要ですが、それだけでは困ります。先生方は日本で実務経験を積んで、法律家としての知識や経験がありますが、法整備支援にはプラスアルファでどういうスキルが必要でしょうか。あるいは、こういうことを準備しておきなさいと若い人たちにおっしゃりたいことはありますか。

（磯井） 子供のころから英語や外国の言葉を勉強するのは嫌いではなかったのですが、私は実は留学の経験はなく、昔は仕事で使えるのかどうかが不安でした。ただ、私が行ったモンゴルは親目的で、小学生から日本語を勉強するコースがあり、日本語を話す方も多いので、モンゴルの仕事はモンゴル語と日本語でやっていました。ただ、法律用語が分かる人がそれほど多くないので、話がかみ合わなくてイライラしましたが、最終的にはモンゴル語の日常会話が結構できるようになりました。

その後、JICAの本部で仕事をしていく中で伝えなければいけないことや伝えたいことがあり、基本的な文法や単語の知識がないわけではないので、習うより慣れろという感じで、何となくここまできました。今では英語で長時間しゃべり、カンボジアのセミナーも英語でやって、それをクメール語に通訳してもらっています。

日本人の中には、間違えたら恥ずかしいとか、英語で話すのはちょっとという人がたくさんいると思うし、私もそうでしたが、途上国の人々は、外国と関わることでお金が入ってくることもあります、日本人以上にブローカンな英語で打って出ているのを、モンゴルにいたときにも経験し、もちろんきれいな英語であるに越したことはないのですが、どんどん出ていく方が大事だと思っています。ただ、皆さんは若いので勉強してください。

スキルとしては、私自身は個人のクライアントがたくさんいるような小さい事務所で仕事をしていて、難しい日本の法制度や、なぜ自分がこういう目に遭うのかを丁寧に説明しなければいけないことが結構あり、そういうところは実は途上国支援にも共通していると思います。相手の状況にできるだけ近寄り、分かりやすく伝えるところはずっと大事にしたいと思っています。

(柴田) 私は問い合わせてないかもしれません、国際協力の現場に必要なスキルというよりは、おののの専門分野に関する、十二分な知識だと思います。実務家なら実務分野、学者なら学問分野、開発の専門家なら開発分野について、やはり不勉強であってはならず、その分野に関する一定の知識と経験を持って初めて支援に当たることができます。法整備支援の現場では、どうしても日本側が若くて、相手の年齢や立場が若干上のことが多いです。それであれば、なおさら日本側がその分を補つておく必要があるのではないかと思います。

実際に現地に行って自分が痛感したのは、もちろん語学もあるのですが、自分が法律家としていかに不勉強か、日本のことなどなどに知らないかということでした。

(本間) これはスキルの領域かどうかは分かりませんが、私は向こうで相手方とのコミュニケーション以上に、日本側の他のメンバーとのコミュニケーションや信頼関係の維持に一番苦労しました。

法整備支援プロジェクトでは、弁護士だけではなく、同じ法律関係でも研究者の先生たちが中心的な役割を担っていて、そこに弁護士やJICAの現地の職員がいます。当時、JICAには磯井さんや佐藤さんのような弁護士資格のある職員の方がいらっしゃらず、プロジェクト関係者の中で弁護士は一人という状況でした。私からすると同じ日本人でも研究者の先生方との仕事は、一種の異文化体験でした。日本的な根回し、みんなの前で思っていることを思い切り言ったりしないことが常識という文化があり、私はそういった常識に慣れていないところがありました。今から思うと弁護士の社会には日本の中では極めて特殊と言える文化があります。女性であっても若手であっても、こういう大きなところで思い切り思うことを発言しても、よほどのことがない限りひんしゅくを買わない世界だと思うのです。かなり受け入れてもらえて、元気でよろしいという感じで鷹揚に構えてもらいます。一方、日本の他の社会はそうではありません。この中には学生だけでなく、社会人経験のある方もいらっしゃいますが、その方から見たら当然だと思われるかもしれないし、サラリーマンになれ

ば、20代でそういうことを経験して、日本の社会の中でうまく人と仕事をしていく一種のスキルや常識を育むと思うのです。しかし、私はその辺がいまひとつだったので、自分の思っていることを根回しなしではっきり発言して、ハレーションを起こしたり、研究者の先生たちからひんしゅくを買ったりしていました。特に起草の最終段階で、弁護士的な発想では「カンボジアの司法省は私のクライアントだ。クライアントのために契約上約束した起草作業を絶対に完成させなければならない」という気持ちで行動したことがトラブルになりました。赴任直後のことです。赴任した後も、一か月に1回ほど、日本に一時帰国して、国内支援委員会という会合に出ることになっていました。そこで「起草が遅れているので、先生方におかれましては何とか頑張っていただかなければ困ります」とはっきり発言しました。研究者の先生から「君はまるでカンボジアの代理人みたいになっているではないか」と言われました。私としては、「それの何が悪いのだ」という感じでしたが、日本で起草作業をしている研究者の先生方からすれば、現地専門家はむしろ日本側の代理人として行動することが期待されていて、私の行動は、まったくとんちんかんで、さらに、礼儀や常識を欠いていると思われたようです。そのようにすったもんだをしながらそこで成長させてもらいました。結局、期限に間に合って起草もでき結果オーライでしたが、異業種のプロジェクトメンバーと一緒に仕事をするにあたり、日本人としてのコミュニケーションの仕方や常識をわきまえておくことは大事だと思いました。

一方で、他の国や機関からの法整備支援プロジェクトもたくさん入っていて、松尾先生もおっしゃっていますが、現場で国際的な支援の競争があります。そこでは、言うことは言って、英語が少々下手でも発信する力も必要です。大変ですが、この両面のスキルが必要だと思います。

(四本) 法整備支援に限らず、発展途上国で仕事をする、生活することは、それなりに大変なことです。お話しできる範囲でいいのですが、プライベートを含めて、楽しい思い出、ないしは悲惨な経験があれば、お聞かせ願いたいと思います。

(磯井) 私はモンゴルとカンボジアの2カ国で生活と仕事をしていて、言葉や背景が違う人たちですが、日常接しているのは法律家なので、向こうもそのように受け止めてくれます。もちろん背景を超えてびっくりすることもありますが、同じ専門を持っている人同士で交流できるのは、本当に楽しいことだと思います。また、同じ専門を持つ人たちとの交流以外にも、現地のいろいろな人たちと接する機会がありました。そういう仕事を超えた交流もできる関係をつくることができ、今でもモンゴルの人を見ただけで懐かしくなり、カンボジアの人たちともFacebookでやりとりしています。

大変だったことは、現地にいてそんなに意識するわけではないのですが、生活が不便なことです。モンゴルもカンボジアも今はそれほど治安が悪くないのですが、外国人だから目立って狙われることもあり、日本に戻ってくると、それまで緊張していたことを感じます。JICAの長期専門家という形で現地に行くと、自分で車の運転が禁止されているところが多いので、運転手を雇って生活が多くなります。日本であまりそんなことをしたことがないので、夜飲みに行っても、外で運転手が待っているのになかなか慣れなくて、こちらが気を使ってへとへとになって、早く帰るようなこともありました。

それから、これは今でも心の傷で、カンボジアでアパートにお掃除の人が毎日来てくれることになっていたのですが、日本から持っていましたお気に入りの宝石類をごそり盗まれてしまいました。カンボジアの人たちはほほえみが素敵で、顔を合わせれば「こんにちは」とにっこりと挨拶してくれていた人たちが、そういうことを考えていたと思うと、結構ショックでした。

(柴田) 私は二つ、いずれも悲しい話です。

一つは、私が連載していた「法律のひろば」という雑誌にも書きましたが、自分がインタビューして雇ったアシスタントの子を、まだ若かったのに水ぼうそうで亡くしてしまい、その子に何もしてあげられなかったのがとても悲しい出来事です。

もう一つは汚職絡みです。とてもショックだったのは、私がつくったワーキンググループにいた熱心で優しい裁判官の子が、私が帰国してから贈収賄で現行犯逮捕され、刑務所に入ってしまったという出来事です。るのではないかと思います。もちろん彼がしたことはいけないことですが、とても素晴らしい人だっただけに悲しい思いに至り、この問題についてはまだまだ奥が深くて簡単に解決できないと思いました。

(本間) 私は向こうでは本当に悲しいことには全く出会いませんでした。悲惨と言えば、当時、司法省のトイレが非常に汚かったことぐらいです（笑）。

ただ、プノンペン市内で一度だけ銃撃戦みたいなことがありました。タイの女優がアンコールワットはタイのものだったと言つたらしいことをきっかけに、プノンペン在タイ大使館の焼き討ち事件がありました。そのときは外出禁止になって少し緊張しましたが、それぐらいです。

一方、楽しいことはいっぱいありました。磯井さんも先ほど言っていましたが、現地のカウンターパートの人とも仕事を超えて親しくなり、当時のカウンターパートの人が研修などで来日して再会できると本当にうれしくなります。また、プロジェクト外の日本人、カンボジア人、外国人と一緒においしいものを食べに行ったり、アンコールワット詣でに行ったりしてすごく楽しかったです。

ちなみに、私たちは女性なので3人ともそうだと思いますが、当時はカンボジアの物価がまだ大変安かったので、自分の好きな洋服を仕立てるのがすごく楽しかったです。実は今日着ているのも、向こうで作ったカンボジアシルクの洋服です。実は私は帰ってきてから結婚したのですが、結婚式のウェディングドレスは総カンボジアシルクで、これを作ってくれたのと同じ人に作ってもらいましたが、合計で6万円でした。それを考えると、これが幾らぐらいかがお分かりかと思いますが、とても楽しかったです。

質疑応答

(四本) それでは、これから質問をお受けしたいと思います。先にお名前とご所属をおっしゃっていただいと、どのパネリストへの質問かも指定してください。質問したい方がいらっしゃれば、挙手をお願いします。

(Q1) 名古屋大学法学部2年生の＊マツモト＊と申します。第1部の方でJICAの方がおっしゃった、支援には必ず終わりがあるという言葉がすごく印象に残りました。カンボジアの自立の面を考えると、支援を終えるタイミングもすごく大事だと思いますが、日本も法整備の途中だと思いますし、整備に終わりはないと思います。どのような状況や合図が見えたら終わるのかを判断するのにどういうところを見ておくべきかを、四本先生も含めた4人の先生方の意見を聞きたいです。

(本間) カンボジアに関しては、もともと民法・民事訴訟法の起草支援から始まり、それを運用できる人材を育成していくという流れです。一つは民法・民事訴訟法改正の草案を自力で作っていける状態になったら、やめてもいいのではないかという感じはしています。

(柴田) それは相手方が決めることではないかと思っています。相手方が、まだ備わっていないけれども、もう支援は要らないと言えばそこで終わりなのでしょう。本当のニーズ次第だと思っています。

(磯井) 今のプロジェクトは、カンボジアの人が自分たちで将来、法令や民法・民訴法関連の法令の起草、民事法の解釈、運用を日本に頼らないできるようになってほしいというものです。そこに立ち返って、法律の基本的な全体構造をきちんと理解してもらおうとしています。そこがある程度できる人が育ってくれれば終わりにしてもいいのではないかと思っています。一方で、今までにもコメントしたように、司法省の人材や組織構造が難しいと思うところもまだまだありますが、理想をいえば、人材が育った時点ではないかと思っています。もちろん、アドバイスが欲しい、日本に学びたいと言ってもらうのはうれしいことですが、いつまでもそれはいけないと思います。カンボジアと日本では社会の構造やインフラの整備状況、人々の習慣も違うところがあるので、最後はカンボジアの人に考えてほしく思います。

(四本) 言いにくいけれども、終わらないと思います。というのは、日本が提供している資金で生活している人がいて、プロジェクトで生活している専門家もいるからです。もし法整備のプロジェクトがカンボジアで終了するとしたら、それはJICAの都合だと思います。自立したので日本の援助はもう結構ですということは、一般にレシピアント側からは言ってこないと思います。確かに国際協力の理想としては、専門家は自分たちの失業に向かって仕事をしているわけですが、それが個人的利益と強く結び付いている部分もあるので、きれいな終わり方、きれいな撤収の仕方は難しいというのが私の経験上の考えです。

(Q2) 慶應義塾大学文学部3年の＊サトウ＊と申します。4人の先生方に質問です。法制度整備を国として支援していく場合、皆さんにとってみれば、やりがいや正義など、いろいろなモチベーションがあると思います。それを全く否定するわけではないのですが、一方で日本国の、嫌な言葉を使うと国益というものに対しても、何かしらの利便供与ができないといけないとも思います。皆さんはカンボジアを支援することによって日本にどのようなメリットがあると考えて支援しているのか、もしくはそういうことは全く考えずに、ただ自分がや

りたいからやっているという答えでもいいのですが、そういったことに関してご意見、ご感想を頂ければ幸いです。

(本間) 国益と法整備支援というのは、近年かなりホットな議論になっていると思います。私は、国益ということも結構考えてやってきたと思います。法整備支援は、一言でいうと一種の外交であるという感じを持っています。実際に向こうにいたときも、外務省の方と一緒に行動しました。

これは私の立場ですが、日本が本当にその国の発展のために尽くしたという実績自体が、アジアにおける日本のプレゼンスであり、アジアにおける日本に対する信頼を築くことになると思います。それと同時に、第2次世界大戦でアジアに迷惑を掛けた日本が、新しい日本国憲法の下で国際社会において名誉ある地位を占めることの実現の一つだと私は思っています。

一方で、日本にとってもメリットがある気がしています。松尾先生の教科書にも書いてあることで、講義を聴いて納得したのは、法制度整備支援の現場でいろいろな国の法制度がぶつかり合って支援の競争をする中で、国や社会の発展のために最も良いモデルの法はどのようなものかを考える一種の実験場になっている部分もあるということです。そこで感じられたもの、得られたもの、すなわち、一定の法制度は、こういう意味で国や社会の発展にとってプラスだという知見をフィードバックして、日本において法制度を考える材料になると思っており、そういう意味でもタックスペイサーに対してのアカウンタビリティがあると感じています。

(柴田) 私が思うに、外交的な事情、日本企業が進出するという経済的な事情と人道的な観点、地域間バランスなど、実態としては、いろいろなものが絡んで支援が決まっていくのだと思います。

なお、最近の政府の動きについて触れると、平成20年に海外経済協力会議で、法整備支援について国として戦略的にやっていこうという議論がありました。その後、平成23年の日本再生の基本戦略、25年の日本再興戦略と骨太の方針等においても法整備支援が言及されています。そして平成21年に「法整備支援に関する基本方針」が制定され、それが昨年改定され、政治状況・経済状況を鑑みて、支援の対象とする国と分野等に若干変更がありました。

この中身についてご興味のある方は、外務省と法務省のホームページをご覧いただければと思います。また、外務省が国際協力重点方針を出しています。その中でも、「日本にとって好ましい国際環境をつくるためのODA」という項目の中に法制度整備支援を挙げている他、「新興国・途上国と日本が共に成長するODA」という項目の中でもビジネス法制度整備支援、人材育成支援を挙げています。

(磯井) 各省庁のことを紹介していただいたので、私は個人的な感覚の話をします。最初に本間先生がおっしゃったことにもつながると思いますが、いろいろ外交的な思惑もあるとは思いますが、相手国の発展のために尽くすことが、長い目で見て日本の利益につながるだろうということは、現地で暮らしていても感覚として持っていました。特に震災があったときには、モンゴルもそうですし、途上国の人々がたくさん日本に支援をしてくれました。そうした直接のこととも、これまで日本がそれらの国々と築いてきた関係があったからだと思います。

ます。

また、現地で生活していると、日本人に対する感情は、一般的に多くの国で、とても良いことが多いと思います。私もそういうところで恩恵を受けています。カンボジアやモンゴルでも、旅行やビジネスで来た日本人から、現地で会った全然知らない人から、日本はこういう支援をしてくれた、と言って、すごく親切にしました」という話を聞きました。

最近は日本もそんなに明るい状況ではないので、説明を求められるところもありますが、個人的には、直接お金に結び付くようなところは、放っておいてもビジネスの人たちがお金を掛けやっていくと思います。ODAでは、そこで補いきれないものを、長期的なメリットという視点でやっていくべきだと思っています。

(四本) 私なりに翻訳すると、JICA専門家は誰のために働くのかということだと思います。専門家は、カウンターパートである司法省の大臣や長官のアドバイザーという地位を与えられます。名刺にもそのように書かれます。給料はJICAから頂きます。そのJICAの資金は税金で賄われているわけです。さらに言うと、カウンターパートのために働くのか、カンボジア人一般のために働くのかという点については、その利害が一致すればいいのですが、発展途上国の場合、多くの国で強権的な統治が行われていて、政府に対する国民の支持が希薄な場合もあります。

私自身は、自分の立場設定が上手にできなかったという反省があります。実際に法制度整備支援のプロジェクトを立ち上げるに当たり、カンボジア人側に立って、ある日本人関係者と大げんかをしました。その反面、当時の司法大臣の健康状態という機微に触れる情報をJICAに報告しています。

司法省の中で広く人間関係をつくっていたので、私のところにはいろいろな情報が入って来ます。その大臣が重篤な病で、あまり余命が長くないという情報をキャッチして、それをJICAに伝えています。大臣が替われば、法整備支援に対する方針も変わるかもしれないからです。今、日本に対して支援を求めているけれども、これが変わるかもしれないリスクがあるということを伝えなければなりません。

私は研究者なので、今はカンボジア人のために役に立ちたいというスタンスです。

(Q3) 慶應大学法科大学院3年の*ナカヤマ*と申します。先生方、皆さんに質問です。私も先生方、特に本間先生と同じように、国際的な公益な仕事を弁護士としてしたいと考えています。柴田副部長がおっしゃったように、法制度整備支援をするに当たっては実務経験が非常に重要であるというアドバイスを他の先生方から頂くのですが、私としては、できることならば弁護士になってすぐにでも法制度整備支援に関わりたいという思いを持っています。それでもなお、実務経験から得られる多くの知識・経験が必要であるという具体的な現地でのエピソードや見解があれば、教えていただけますか。

(本間) 私は、派遣前に弁護士を10年以上経験していました。そこまで長くなくてもいいかもしれません、私が専門家として仕事をしたのは条文の起草の最後の段階だったので、実務経験は重要でした。実際に向こうで週2~3回ぐらい用語確定会議を開いて、起草の中心メンバー10人ぐらいと、ゼミのように、1本1本条文を

チェックしていき、このクメール語で本当にいいのかを検討していたのです。ものすごい量でした。日本では、これと似たような条文を実務の現場や裁判でどのように使われるのか、等、現地のメンバーから毎日のように質問されました。全部は答えられませんでしたが、そういう質問は、私自身が実務で裁判や執行、保全をした経験なくしては、到底対応できなかつたでしょう。それが実務的な経験を経た知見が求められた最も大きなことです。

(柴田) 向こうに行って何をやるかにも関わってくると思いますが、実務家である以上はなにがしかの実務経験は最低限必要だと思います。

起草を支援するにしろ学校教育を支援するにしろ、将来の裁判実務なり運用を視野に入れた上でやらなければならぬないと思っています。例えば現地に行って、アシスタント的に誰かの指示を受けながらやるのであればいいのかもしれません、自分がマネージし、企画していく立場に立ってやる上では、その分野における実務経験があった方が望ましいのではないかと思います。

(磯井) 実務経験はやはりあった方がいいと思います。もちろん向こうの活動にもよりますが、現地で一緒に仕事をする人たちは、現地の実務家であることがほとんどです。

私は先ほどカンボジアの司法省の話をしましたが、司法省の人たちは自分たちが裁判や不動産登記をするわけではないので、法律を起草するのは問題意識の持ち方の面でしんどいと思っています。それが日本の今の皆さんにそのまま当てはまるわけではないですが、実務の現場に身を置いてみて見えることもあると思っています。一方で、自分自身が最近、実務から離れて時間がたってしまっているので、そんなに大きな声では言えないのですが、日々仕事をしながら、自分が昔やっていたときはどうだったかをよく思い出します。

実務というと、先ほども執行、保全など、法律のいろいろな分野が出ましたが、加えて少し紹介すると、私はモンゴルにいたときは弁護士会に対する支援をしていて、特定の法律の条文というよりも、弁護士会の活動をどのように機能的にしていくかに取り組んでいました。私は国内事件を扱う小さい事務所にて、事務所のボスは弁護士会の副会長をしており、私自身も、弁護士会の委員会など、いろいろな行事に参加していました。そういうこともすごく役に立ちました。法律そのものの経験だけではなく、弁護士会がどのように動いていくかも含めて、無駄になるものはなかったと思います。

(四本) 私も右に同じですが、もう一つ、カンボジア研究者として一言加えるとすれば、年齢です。ある程度の年齢の人でなければ、カウンターパートの人たちは専門家の能力だけでは動いてくれないという文化的な背景もあります。

では、最後の質問をお願いします。

(Q4) 慶應義塾大学法務研究科1年の*シザワ*と申します。これまで、法律を作る段階の話を多くされていましたと思うのですが、リーガルエンパワーメントの文脈で皆さまが経験されたことと、それに関連して日本の

実務家にその文脈で期待されている役割等があれば、教えていただきたいと思います。

(本間) もう少し具体的に。リーガルエンパワーメントのどのようなことについてのご質問ですか。

(Q4) 例えば、法律を一般市民に向けて使いやすくするためにアクセスを良くしていくこと、裁判所が使えることを知らせていくこと、権利が侵害されているときに国家権力から救済の手段があることを教えていくことなど、どちらかというと教育等に関連したところです。そういうところに関する皆さまの経験、日本の実務家に期待される役割等があればお伺いしたいと思います。

(磯井) カンボジアは最初に民法と民事訴訟法という大きな法律の起草支援をして、今でも人材育成をしている状況ですので、特に今日来ている方は、もしかしたらそこまで手が回っていなくて、そういう活動ができるような段階ではなかったかもしれません。

少し話がそれますが、モンゴルに行ったときに弁護士会のサポートに関わっていて、弁護士の役割を一般の人があまりよく分かっていない、特定の人を弁護した弁護人、消費者詐欺的なことをした会社の弁護士代理人が暴行されたこともあります、どこまで効果があったかは分かりませんが、私は弁護士の役割を知ってもらうような広報のお手伝いをしていたことがあります。

また、海外の他のドナー機関では、法律扶助に対して、弁護士会やNGOに資金を提供してやっているところが結構あります。ただ、日本はそういうアプローチはこれまであまりしていません。そういう資金を出すと、プロジェクト期間が終わってお金がなくなると、活動が立ち消えになって続かないからです。実施している期間は、それによって助かる人がたくさんいるのですが、そこは技術移転とは少し違うだろうという考え方で、そういう支援はあまりしない方針だということを、私が現場でやっていたころにJICAのスタッフの人からも言われましたし、基本的にはその通りだと思っています。ただ、もちろん日本の法律扶助や法テラスの仕組みなど、日本がどういう方法、過程を経て制度をつくってきたという情報提供をすることはあります。

(本間) 補足します。私たちはJICAの本体のプロジェクトで、民法・民事訴訟法起草支援という大きなプロジェクトに携わってきたメンバーです。それと同時並行で、JICAから少額をもらい、NGO対NGOの独自のプロジェクトで、日弁連がカンボジア弁護士会をカウンターパートにして、弁護士養成校の支援をかなり長い間やってきました。今は中断していますが、途中からは私たちの本体のプロジェクトの中に組み込まれました。起草支援が終わった後に、司法省や裁判官・検察官養成校に対する支援に加えて、カンボジア弁護士会に対する支援も大きなプロジェクトのアンブレラに入ったのです。

そのコンセプトは、大きな意味でのリーガルエンパワーメントやリーガルアクセスの向上です。市民に直接接するのは弁護士なので、弁護士を養成し、そのスキルアップをしなければならず、官である裁判官・検察官や司法省の職員をスキルアップしただけでは足りないという発想が日弁連にあり、そういう仕事をしてきています。カンボジア側からの期待はどうか分からぬ部分もありますが、日弁連としては、弁護士だからこそそ

ういう視点を持って、やってきたということはあると思います。

一度、NHK か何かの特集番組でも出た気がしますが、日弁連が支援した向こうの弁護士養成校で育てられて、一時はすごく少なかった弁護士がどんどん増えました。その人たちが自ら農村部へ行って、リーガルアクセスのない、力のない、権力者に牛耳られそうな人たちの土地を紛争で取られないようにする活動なども、細々ですが展開しています。

(四本) 先生方から最後にこれだけはおっしゃりたい、ということはありますか。

(本間) ゼひこの分野にこぞって参加して、一緒に働いていただきたいと思います。

(四本) 先生方はこの後の懇親会にも出席されるので、そちらでまた話を伺ってください。先生方、今日はお忙しい中どうもありがとうございました。また、フロアからの活発な質問、どうもありがとうございました。これで終了いたします。

閉会挨拶

公益財団法人国際民商事法センター 事務局長 北野 貴晶

キックオフセミナーに参加いただいた学生の皆さん、講演いただいた先生の皆様、本日はお疲れ様でした。この行事は、2009 年に始まり、今年は 6 年目ということになります。今回のようにキックオフセミナーを行い、サマースクール、最後のシンポジウムと年間にわたる企画が続くようになったのは、2012 年からで、それまでの「点」であった行事が「線」でつながるようになりました。

本日は、特にカンボジア法整備支援の過去・現在・未来について、時系列をもった説明を聞くことができ、私自身、おおいに勉強させていただきました。

財団法人国際民商事法センターの事務局長というといふに法律の専門家というイメージを持たれるかもしれません、私は法学部をでたものの、商社に就職して業務・営業をしてきました。法務には携わっていませんでしたが、2 年前に財団に来てあらためて法律の世界と向き合うことになりました。その意味では、学生の皆様と同じ視線、もしくはそれより低いレベルから物事を見ている訳ですが、法整備支援に携わっていると色々好奇心が刺激されます。

法整備支援を行うにあたっては、その国の歴史、文化、政治、社会、民族、地理、宗教、言語等を背景も含め充分に把握しておく必要があります。通常国際間でやりとりする時に英語とか仏語が一般的ですが、法整備支援にあたっては、現地の言葉がベースとなり、現地の言葉で概念がないことは、伝えたと思っていても、実態が伴わないこともあります。今言ったことはごく一部の話で、法整備支援は、非常に奥が深いものだと思います。先ほど財団の紹介でもお話ししましたが、皆様に法整備支援に関心をもっていただき、少しでも理解を深めて

いいただくことを財団の重要な役目と考えているので、財団事務所の訪問や、メールでのお問い合わせ等で、財団を活用してください。

このキックオフセミナーで法整備支援に関心をもっていただき、これから、サマースクール、シンポジウムと続く連携企画にも是非参加していただきたいと思います。

又、お目にかかりましょう。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野